

第4編 中小企業などの知的財産活用能力の向上

第1章 中小企業の知的財産取引・金融の活性化

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 技術書記官 キム・ジュンギョン

韓国は2010年米国、日本、カナダに続いて特許登録100万件を突破するなど国内及び国際出願実績がそれぞれ4位と5位として知的財産の創出においてはIP5(特許先進5カ国)の存在感に似合う成長を成し遂げ、標準特許保有順位でも世界6位を占めて知的財産の質的な面でも着実に成長している。対内的には2011年知識財産基本法を制定するとともに国家知識財産委員会を大統領直属に設置することで、政府レベルの知的財産政策推進体系も構築した。このように韓国経済は最近急速に知識基盤経済へ突入しつつある。

しかし、最近特許権や知的財産権だけで収益を上げる特許管理専門会社、いわゆるパテント・トロール(Patent Troll)の数が2009年200社余りから2012年には660社余りに達するくらいに急増し、サムスン、LGなど大企業を相手に提起していた特許訴訟の領域がさらに拡大し、最近は中小・中堅企業を問わず訴訟を起こしているため、これに対する国家レベルでの先制的な対応策が急がれる。

このような状況の中で政府は第1国政目標として「雇用中心の創造経済」を掲げた。雇用創出の鍵であるグローバル競争力を備えた中小企業を通じて創造経済を実現するという計画である。そのためには活用価値の高い高品質の知的財産を創出し、創出された知的財産を保護しつつ積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産好循環システムの構築が必要である。

これまでは政府調達、課題など各種政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出を誘引してきたが、これからは「創出された知的財産を如何に活用するのか？如何なる戦略で事業化を通じて価値を生み出していくのか？」という側面から、創出された知的財産が企業成長のエンジンとして作用するように支援することで雇用創出及び創

造経済の実現に寄与させる政策を講じるため力を入れている。

2012年「知的財産活動実態調査」の結果によれば、中小企業にとって事業化における最も大きな問題は専門人材及び資金不足であることがわかった。2012年知的財産を担保に資金確保の手段として活用できるように「動産・債権などの担保に関する法律」が施行され、2013年には既存の保証、投資用評価支援とともに担保のための評価費用支援を本格的に施行した。特許庁は自ら事業化能力を高められるように企業の知的財産戦略樹立を支援するとともに、創出された優秀な知的財産が眠ることなく事業化につながるように技術取引市場を活性化し、国有特許の活用方案構築及び職務発明に対する認識向上など多様な活用政策を樹立することで、創造経済の中心的な役割を担当する知的財産中心の中小企業を育成するため持続的に支援を展開する予定である。

第2節 優秀な知的財産権の創出・活用に向けたインフラの拡大

1. 需要者中心の特許技術取引システムの運営

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イ・ハンギュ

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産にシフトしつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。それにより、国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっているのに対して、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化しつつある。このような環境の中で、競争優位を確保するためには外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術は外部にライセンスングして活用する開放型技術革新が求められている。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じて特許技術取引を支援しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に積極的に乗り出している。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

2000年4月に情報技術を活用して取引情報の交換及び提供を通じて技術取引が活性

化できるように特許技術取引情報システム(<http://www.ipmarket.or.kr>)をオープンした。

2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトを連携して現在4万件余りの移転希望技術DBを含めて計24万件余りの技術情報DBを構築している。

知的財産取引情報システムに会員として加入した利用者には「最新技術取引ニュース」、「移転対象の国有特許情報」、「関連政府支援事業情報」などをメールを通じて提供している。特に、技術取引において主な障害要因となっている適正技術料の算定をより合理的に算出できるように、関心技術と類似した技術の過去取引類型、技術料などを検索・照会できる「技術取引事例検索機能」を構築・提供している。

<図IV-1-1> 知的財産取引情報システムのホームページ



技術取引の特性上、両当事者は取引を希望しても技術価値(取引価格)に対する不一致及び手続きの専門性など実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。特許庁は取引仲介相談官をソウル、光州、釜山、大田など全国主要地域に配置することで取引の成功を支援している。

技術仲介相談官は個人、中小企業を対象に需要技術の調査、適正供給技術のマッチング、仲介交渉及び契約書の作成など技術取引全般に関する技術仲介サービスを無料で提供しているが、必要な場合はIP金融など技術事業化推進策に対する情報と相談まで提供している。

これまでオン・オフライン技術取引支援を通じて成功した技術移転状況を見ると、10年間計4,352件に達している。

＜表Ⅳ－１－１＞権利別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
特許	72	86	127	259	281	388	441	561	785	808	3,808
実用新案	26	24	39	39	55	34	36	32	44	32	361
デザイン	-	-	2	1	7	2	14	27	21	31	105
商標	-	-	-	-	-		8	13	13	18	52
その他*								3	11	12	26
計	98	110	168	299	343	424	499	636	874	901	4,352

*ノウハウ、ソフトウェアなど

＜表Ⅳ－１－２＞類型別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	合計
権利譲渡	19	3	32	26	43	62	89	82	101	120	577
実施許諾	79	107	136	273	300	362	410	554	773	781	3,775
計	98	110	168	299	343	424	499	636	874	901	4,352

21世紀知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融・複合化とともに消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くしている。このような技術サイクルの短縮によって不必要な技術を売却したり、新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転や

ライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを示唆している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていないのが現状である。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者のニーズを無視した技術開発で未活用特許を量産し、需要企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

したがって、特許庁は国内技術取引市場の環境下では知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、需要者が要求する技術内容を先に把握した後、それに適した供給技術を見つけ出す「需要者中心の技術取引」支援に力を入れている。2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに高めると同時に民間技術取引機関の仲介能力を強化することを目的に、技術導入を計画している中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方案など特許技術導入から事業化に至るまで全般的な部分を担当民間取引機関から諮問を受けられる「特許技術取引コンサルティング」を支援している。

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間の情報非対称が問題になる場合が多い。合理的な技術仲介交渉を進めるためには、該当技術に対する優秀性を客観的に立証できる効果的な支援基盤作りが必要であり、2009年に「特許分析評価システム(SMART3)」を開発してこれに対する解決策を設けた。

特許分析評価システム(SMART3)は客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(技術性、権利性、活用性)を提供している。

2010年4月から国内に登録された特許を評価するサービスを開始した後、2011年に

は特許ポートフォリオ分析機能を追加的に開発し、2012年には米国登録特許に対する分析及び評価機能を開発して2013年3月からサービスを提供している。

2013年12月現在188機関で13万7千件余りの利用実績を記録している。

＜表Ⅳ－１－３＞特許分析評価システムの利用機関状況

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	合計
2010	7	5	11	10	33
2011	12	4	16	11	43
2012	8	8	24	11	51
2013	10	3	30	18	61
合計	37	20	81	50	188

＜表Ⅳ－１－４＞機関類型別の特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	個人	合計
2010	6,046	3,364	3,444	13,864	455	27,173
2011	9,727	5,558	6,982	11,336	139	33,742
2012	6,046	5,464	7,084	13,276	258	32,128
2013	11,073	4,721	10,611	18,984	354	45,743
合計	32,892	19,107	28,121	57,460	1,206	138,786

ハ．評価及び発展方向

国内知的財産取引市場は知的財産に対する認識不足、特許の品質、市場の小さい規模など本質的な問題によって活性化されていないのが現状である。このような環境にもかかわらず特許庁の恩・オフラインを通じた特許技術取引支援の実績が持続的に増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効率的な支援政策展開することで市場が拡大する可能性があることを示している。

今後特許庁は知的財産取引情報システムと技術仲介相談官の連携を強化して有機的な支援体系を構築するとともに、他の技術取引機関及び事業との連携、需要技術の発掘拡大を通じて適材適所に必要技術が供給されるように支援する予定である。また、特許技術取引基盤を構築するため、国内外特許技術取引関係機関間の協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じたネットワークの強化、優秀事例の発掘及び関連情報の提供に向けたコンファレンスの開催で特許技術取引に対する認識を高める予定である。

2. 知的財産活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業主事 チョン・ヒョンテ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は優れた知的財産を保有しているものの専門人材や資金不足などで事業化に難航している中小企業を対象に、知的財産専門家、TRIZ専門家及びデザイン専門家などを活用してIP観点から活用戦略を樹立するとともに、知的財産を事業化につなげて付加価値を創り出せるように支援している。細部的にはIP製品化戦略、IP事業化戦略などで事業効果を最大化するため、企業のニーズに応じたオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産活用戦略支援は最大7,000万ウォン以内(企業負担金10～30%)で支援しており、最大5ヶ月以内のIP製品化戦略、IP事業化戦略の樹立に向けた専門コンサルティングを提供している。支援プロセスは事業公告→企業選定(書類及びPT審査)→事業遂行会社の選定(公開競争入札)→企業負担金の納付→契約締結→戦略樹立及び実行方案の提示→事後管理という流れで支援される。

最近5年間の中小企業IP活用戦略支援(旧民間IP専門家派遣支援)の状況は以下のとおりである。

＜表Ⅳ－1－5＞ 中小企業IP活用戦略支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
予算	1,735	1,735	1,626	2,016	2,352
支援件数	23	24	24	33	39

細部類型別に見ると、IP製品化戦略コンサルティングはIP適用製品の問題点を解決・革新できるようにTRIZ、特許、デザインの専門家を選択的に活用することで短期的に付加価値を創り出せるように支援する事業である。既存のIPコンサルティングが回避設計及び権利侵害予防の観点で行われたのに比べて、同コンサルティングでは創出された異種分野の特許を積極的に活用して製品の問題を解決するとともに、消費者、市場、トレンド及びIP分析などを通じて最適化されたデザインを導き出せるように支援している。

IP事業化戦略コンサルティングは企業のビジネス戦略と連携したIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を中小企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。これは中小企業がIPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、金融を通じて資金を確保しようとしている企業、競合社から自社の事業領域を保護または競合社を排除しようとする企業、特許費用を節減もしくはIPから収益を作り出そうとしている企業、企業の経営戦略に特許戦略を統合させて運営しようとする企業などに有用な事業であり、企業のニーズに応じてオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、支援を受けている企業を対象に成果活用度調査を実施している。調査の結果、主な活用分野は事業戦略の樹立、研究開発戦略の樹立、海外市場進出及び海外紛争対応戦略の樹立、インフラ構築、特許情報調

査及び分析を通じた空白技術または回避技術の発掘、マーケティング及び広報などで、毎年80%内外の高い活用率を示していることから、中小企業のIP戦略樹立に大きく貢献していることが分かった。

＜表Ⅳ－1－6＞ 中小企業IP活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2010	2011	2012	2013	平均
活用率	78.57	81.67	82.0	84.38	81.66

＊調査対象：2010年度、2011年度、2012年度は前年度に支援を受けた企業、2013年度は直近3年間(2009～2011年)支援を受けた企業

ハ．評価及び発展方向

中小企業に対するIP活用戦略支援事業は多数の特許群を保有しているもののIP経営能力及び戦略樹立能力が不足している技術力中心のベンチャー・中小企業がコンサルティング支援を通じて事業化準備段階から特許技術で収益を最大化できるように事業方向を設定し、持続可能なIP経営体系を構築する上で有用な事業として評価されている。コンサルティング支援を受けた企業を対象に満足度調査を行った結果、非常に高い満足度(2013年、88.0%)を記録した。

2012年からは支援を受けた企業の満足度を最大にするとともに優れた成果を出すため、プロジェクト企画を専門的に担当しながら遂行機関の事業監督及び方向提示の役割を担当するPD(Project Director)を置いて事業を進めている。

今後は中小企業の特性を考慮して追加的に研究開発をする必要なく最短期間内で市場進入が可能になるように支援する計画である。また、事業拡大に必要な資金を確保するため、IP金融と連携できるように事業間の連携を強化する予定である。

3. 特許技術評価支援事業

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イ・ハンギュ

イ．推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与したもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化における必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2013年知的財産活動実態調査を行った結果、国内全体企業の特許事業化率が57.5%であることから確認することができる。

創出された特許の事業化率を高めるためには、特許が企業経営戦略の核心要素として働くように活用分野を多様化できる政策的な支援が必要である。そのためにはまず特許技術価値に対する信頼性のある、公正な評価が行われるべきである。

特許庁は評価基盤作りのため、発明の評価機関を指定・管理することで評価技法の開発と普及を持続的に推進している。また、現物出資、技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるように「事業化連携特許技術評価支援」事業を、金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金が確保できるように「金融連携特許技術評価支援」事業を実施している。

ロ．推進内容及び成果

特許技術評価費用の支援は発明振興法第30条に基づいて施行されており、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の70%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申請及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者として個人、中小企業基本法第2条による中

小企業は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、職務発明補償制度の実施企業、国家功労者または障害者、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業などに対しては加点を付与している。

最近5年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表Ⅳ－1－7> 最近5年間特許技術評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
予算	1,975	1,263	1,301	1,634	1,586
支援件数	82	53	59	68	64

特許技術を評価する時は、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして特許権の金銭的な価値まで算定できるため、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、特許技術の現物出資のための適正移転取引価額の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産または構造調整による資産評価、紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金の確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携特許技術評価費用を支援しており、2013年信用保証基金まで協約機関を拡大した。

2013年には特許庁が評価費用を支援して価値評価金額を考慮して最大20億ウォンまで知的財産(IP)だけを担保にして貸し出してくれるIP担保貸し出しを国内で初めて産業銀行を通じて実施しているが、これから徐々に市中銀行まで拡大する計画である。

その他にも投資対象企業が持っている特許に対する評価報告書の作成を支援し、優秀特許保有企業に対する投資活性化を誘導している。

＜図Ⅳ－1－2＞2013年IP金融関連MOUの推進状況



特許庁-産業銀行
MOU(2013.3.)



特許庁-信保
MOU(2013.8.)



特許庁-企業銀行
MOU(2013.12.)

このような努力の結果、最近5年間1,000社余りの中小企業に計2,300億ウォン余りを連携して予算投入対比約42倍の連携効果を記録した。

最近5年間の詳細な金融連携実績は以下のとおりである。

＜表Ⅳ－1－8＞最近5年間金融連携評価連携の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	合計
予算	625	679	899	1,616	1,664	5,483
支援件数	136	165	219	319	235	1,074
連携金額	29,573	37,774	37,900	50,459	75,907	231,613

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は10機関を評価機関として指定・運営しているが、各評価機関の専門

性を持続的に維持・管理するとともに評価機関の能力を高めるため、定期的に発明の評価機関運営協議会を開催している。

＜表Ⅳ－1－9＞発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会、農業技術実用化財団

ハ．評価及び発展方向

特許技術評価事業は個人及び中小企業に一般・金融の評価支援を通じて事業化に向けた資金調達、特許技術取引、事業妥当性の検討、国内外の技術認証、現物出資などのための基礎資料として活用している。特に、優秀特許技術を基に事業化につながるよう経営資金を調達する制度として評価されている。

今後IP事業化のために企業が最も必要としている資金調達機能を強化し、中小企業に円滑な資金供給が行われるように、保証、IP担保貸出及び投資など金融連携評価を拡大・施行する計画である。そのために関連機関との持続的な情報交流及び協力モデルの発掘、信頼度の高い評価技法の開発及び事後管理体系を改善していく予定である。

4. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産振興課 環境主事補 チョン・ウォンギ

イ．推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員が職務過程で発明したものを国家が所有権を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利(以下「国有特許」とする)を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972.12.14制定・公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項及び第2項は公務員(国・公立大学内に専任組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務と関連して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は、国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(地方公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者である公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許を受ける権利の売却及び専用実施権の設定または通常実施権の許諾を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、発明の実施で1年間の処分収入金が1,000万ウォンを超過する特許権の場合、発明機関に機関褒賞金を支給する。

ロ．推進内容及び成果

1)国有特許権の登録状況

2013年基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は計3,659件が登録され、前年比約20%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が3,058件(83.6%)で最も多く、実用新案権が219件(6.0%)、デザイン権が278件(7.6%)、海外登録国有特許権が104件(2.8%)を占めている。

2013年に新規登録された国有特許は669件で、2012年509件に比べて約31.4%増加し、特許権は前年比34%増加した。

＜表Ⅳ－１－１０＞年度別国有特許権の保有状況

(単位：件、％)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
2005	141	24	4	3	172	64(特 40,実 24)	1,052	274	103	28	1,457
2006	154	35	7	9	205	42(特 28,実 14)	1,178	295	110	37	1,620
2007	196	9	6	1	212	43(特 23,実 12,デ 8)	1,351	292	108	38	1,789
2008	222	14	15	2	253	87(特 69,実 15,デ 3)	1,504	291	120	40	1,955
2009	149	11	34	9	203	34(特 25,実 8,デ 1)	1,628	294	153	49	2,214
2010	188	13	16	11	228	72(特 32,実 40)	1,784	267	169	60	2,280
2011	316	10	28	7	361	42(特 19,実 22,デ 1)	2,081	255	196	67	2,599
2012	432	21	41	15	509	58(特 22,実 36)	2,491	240	237	82	3,050
2013	581	26	41	21	669	60(特 13,実 47)	3,058	219	278	104	3,659

2)国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または出願中の職務発明に対する特許を受ける権利などを売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権を有償または無償で実施した活用件数は、2011年477件、2012年678件と毎年持続的に増加している。2013年度には計670件の有償または無償の通常実施契約を締結し、計11.5億ウォンの実施料収入を記録した。

また、2011年12月から委託契約によって民間専門技術取引機関である農業技術実用化財団を通じて農業技術分野の国有特許権の処分が行われており、2013年基準で452件の契約が締結され、前年処分件数対比130%の増加率を記録した。

＜表Ⅳ－１－１１＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

区分 年度	実施許諾(件)			実施料収入
	登録	出願中	計	

2005	98	63	161	486,212
2006	149	59	208	671,185
2007	192	63	255	513,913
2008	161	110	271	720,109
2009	204	120	324	627,494
2010	239	140	379	742,895
2011	243	234	477	1,281,561
2012	388	290	678	1,383,090
2013	391	279	670	1,150,075

3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員の職務発明を奨励するとともに国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分補償金は登録された特許権や出願中に特許が受けられる権利を有償で処分した場合、その処分収入金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、2005年からは一括して処分収入金の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2013年は処分補償金として460件に対して6億7千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として582件に対して2億7千万ウォン余りを支給するなど、これまで計5,818件に対して50億2千万ウォン余りを公務員職務発明補償金として支給した。

＜表Ⅳ－1－12＞ 国有特許登録・処分補償金の支給状況

(単位：ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
2005	148(特 125, 実 21, デ 2)	58,725	111	129,489	-	-
2006	193(特 168, 実 16, デ 9)	74,760	232	335,879	10	22,000
2007	103(特 94, 実 7, デ 2)	44,235	212	212,498	14	31,000
2008	264(特 230, 実 17, デ 17)	113,237	213	240,672	14	22,000

2009	131(特 118, 実 11, デ 2)	58,427	187	293,573	20	24,000
2010	166(特 145, 実 7, デ 14)	68,730	268	315,257	16	20,000
2011	267(特 226, 実 20, デ 21)	119,559	236	292,389	21	21,000
2012	215(特 200, 実 1, デ 14)	102,388	300	346,558	32	53,000
2013	582(特 511, 実 26, デ 45)	272,216	460	674,729	32	97,010

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関の職務発明担当者に対する教育を実施するとともに、特許使用希望者に国有特許権に対する技術性及び事業性などの情報を簡単に提供するために2007年から2013年まで計3,343件の国有特許権に対する選別評価を実施して知識財産取引センター(www.ipmarket.or.kr)及び特許庁ホームページに評価結果を載せた。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上長期未活用の状態である国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。

2013年には国有特許権を効率的に管理して活用率を高めるために政府機関及び自治体公務員など実務担当者を対象に特別教育を実施し、国有特許技術の移転を促進するために民間を対象に農業技術実用化財団とともに技術移転投資説明会も20回開催した。

2013年10月には民間企業の初期事業費負担を減らして国有特許の技術移転を促進するため、国有特許を先に使用して契約が満了した後、使用した分だけ実施料を納付する事後精算制を導入した。

今後委託された国有特許権の技術移転実績など効果分析を通じて畜産分野など他の分野の国有特許権に対する委託判断を検討する予定である。

第3節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化

1. 特許総合支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 チン・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

非首都圏に全体製造業の48.8%が位置(2012年基準)しているにもかかわらず、最近10年間(2003～2013.6.)首都圏の特許出願比重は60.6%で首都圏に非常に偏っている。このような首都圏と非首都圏間の知的財産格差を解消するため、特許庁は2006年から知的財産創出支援事業を始めた。

特に、地域別知的財産の創出及び活用支援を通じて地域の知的財産能力及びインフラを強化して地域経済発展を牽引する目的で、2006年から特許庁と自治体の協力の下で地域の中小企業及び個人発明家を対象に特許総合支援事業を実施し、特許戦略コンサルティング、特許情報の調査及び分析、権利化の支援を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

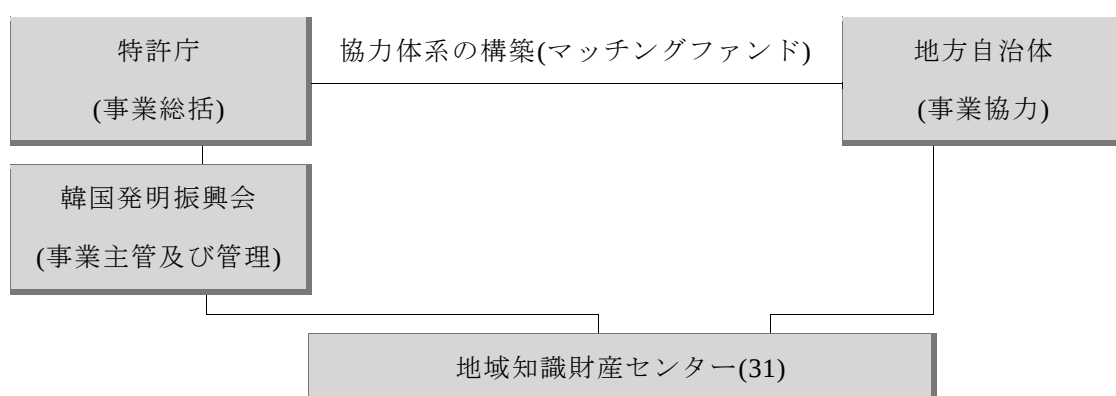
特許総合支援事業は地域の知的財産権インフラを構築するため、特許庁と地方自治体が事業費をマッチング方式に設け、特許情報の分析、活用及び保護のためのコンサルティングを地域知識財産センターに常駐している特許専門コンサルタントを活用して支援することで、地域の個人発明家及び中小企業などに総合的かつ体系的な特許活動を支援している。

本事業は特許情報を事前に調査・分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発に活用することで研究開発の効率性を高めている。一方、特許の権利確保及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と経済活性化に貢献している。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に適した戦略産業の開発を通じて、地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出するための実質的な支援を提供している。

2005年に2つの地方自治体(大田、京畿)で試験的に運営した後、2006年には8つの広域地方自治体、2007年には9つの広域地方自治体、2011年からは全ての広域地方自治体とマッチングファンドを構成して運営している。

＜図Ⅳ－1－3＞特許総合支援事業の推進体系



特許総合支援事業は、①中小企業に対する特許コンサルティングの提供、②特許権の確保に向けた国内外出願費用の支援、③中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ支援などの細部事業で構成されている。

また、成長潜在力のある地域の有望な中小企業を戦略的に発掘し、知財権に対する集中支援を通じてIPスター企業として育成している。

＜表Ⅳ－1－13＞特許総合支援事業の主要推進実績

区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
特許コンサルティング	3,713 件	6,195 件	8,604 件	9,966 件	9,641 件	13,076 件	6,990 件*

オーダーメイド型特許マップ	90 件	169 件	219 件	176 件	154 件	154 件	207 件
国内外出願	750 件	1,250 件	2,046 件	2,838 件	3,290 件	4,062 件	5,181 件

*2013年からIPスター企業には経営コンサルティング報告書を作成して提供

1)特許コンサルティング及び権利化の支援など

同事業は特許情報の提供と開発された技術の特許事業化を支援するための特許コンサルティング及び権利確保への支援をワンストップ総合サービスとして提供することを主な内容としている。特許総合コンサルティングは特許分野で一定の経歴を有する専門家を特許コンサルタントとし採用して実施している。

まず、特許総合コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力の足りない地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術及び市場の動向を調査して提供することで、技術開発の方向を提示するとともに特許紛争を予防することを目的としている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する先行技術調査サービスの提供、特許出願費用などを支援している。

2013年には計6,990件の特許コンサルティングを支援し、オーダーメイド型特許マップ207件、国内外出願費用5,181件などを支援した。

2)中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援

特許情報に対する分析能力が足りない地域の中小企業にとって、特許情報を分析・活用し、企業のR&D方向の設定、競合社の技術開発動向の分析、特許リスクの回避などに向けた戦略を立てることは大変難しい作業である。

そこで特許総合支援事業ではオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援を通じて、地域中小企業を対象に特許技術に対するオーダーメイド型調査・分析を支援し、企業に

として実効的な研究開発の方向を提示するとともに特許活用戦略の樹立をバックアップしている。

2006年49件のオーダーメイド型特許マップ作成支援を始めに、2007年には90件、2012年には154件、2013年には207件のオーダーメイド型特許マップの作成支援を通じて、分析対象技術に対する特許及び競合社の技術開発動向の把握、特許リスク回避戦略の樹立、企業R&D方向の設定など戦略の樹立を支援した。

3)IPスター企業の育成

特許庁は地域中小企業の知的財産の創出・活用を強化するため、IPスター企業の育成に力を入れている。IPスター企業の育成は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘し、権利化、オーダーメイド型特許マップ、シミュレーション製作、ブランド・デザインの開発などを集中的に支援するとともに、中小企業の知的財産経営コンサルティングとの連携を通じて特許コンサルタントを活用した現場オーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の代表的な企業として成長できるように支援している。

2011年には203社、2012年157社、2013年には151社の地域中小企業をIPスター企業として育成するために集中的に支援した。2013年に選定・支援したIPスター企業の場合、特許コンサルティング支援をきっかけに前年比売上高が21.4%、雇用規模は24.8%がそれぞれ増加したことが分かった。

<表Ⅳ－1－14> 2013年IPスター企業に対する支援の成果

(単位：%)

区分	2011 年スター企業 (203 社)	2012 年スター企業 (157 社)	2013 年スター企業 (151 社)
IP 出願増加率	△1.91 (全中小企業△17.56)	12.6	39.8
売上高増加率	25.5	10.2	21.4
雇用規模増加率	12.7	4.5	24.8

専担人材保有企業 増加率	4.4	2.1	2.8
職務発明補償実施 増加率	18.0	36.7	7.7

ハ．評価及び発展方向

特許総合支援事業は事前コンサルティングに基づいて企業が必要とする特許情報を事前に調査・分析・提供することで技術開発の方向設定を支援し、分析された特許情報を土台に技術の権利化や事業化も充実に支援している。

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘・支援するIPスター企業はこれまで選定企業に対してコンサルティングを行った後、企業能力に適した特許、ブランド、デザイン関連のIP総合支援を3年間顧客のニーズに合わせて支援した。今後IPスター企業の選定において地域戦略産業と連携された企業はトップ・ダウン方式で、戦略産業以外の企業は従来のボトム・アップ方式を並行し、IPスター企業選定の効率性を高める計画である。また、企業支援の際に企業別の専担コンサルタントを指定し、該当コンサルタントは企業別のIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略など企業別オーダーメイド型知的財産経営戦略コンサルティングを提供する予定である。

2. 中小企業知的財産経営コンサルティング

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ．推進背景及び概要

世界は伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別化された特許技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤社会に突入した。そこで、米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を樹立し、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の経済発展を目指

して知的財産の創出・活用・保護政策を積極的に推進している。したがって、輸出を根幹としている韓国も企業が知的財産を経営に導入できるよう積極的に支援する必要がある。

最近知的財産の価値が企業の市場価値全体において占める比重が増大し、また企業競争力に貢献する程度が大きくなるなど、企業の価値比重が固定資産及び金融資産からブランド、デザイン、ノウハウなどの知的財産に速いスピードで移動している。知的財産が企業経営に及ぼす影響が大きくなるにつれ、企業にとって知的財産基盤の経営土台が構築できる知的財産経営の重要性も増大している。

知的財産経営とはR&D活動などを通じて獲得した成果を排他的権利化を通じて資産化し、それを活用することで経済的な付加価値を創出するための戦略的な活動を意味する。知的財産経営の最終目的は企業経営の主な意思決定に知的財産を戦略的に活用することで企業の本質的な価値を高めることである。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で極めて消極的な対応をしている。

多数の中小企業が国内または海外における製品と関連する優秀特許の確保、競合社との知財権紛争の可能性など知財権関連の懸案を認識し、特許庁に対してその解決策を求める問合せを持続的に寄せてきた。特許庁が中小企業を対象にコンサルティングを支援する以前は、主に担当審査部署が個別的に電話相談を受けてきたが、該当企業に対する体系的な支援までは至らなかった。

そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力を強化するとともに、韓国経済の成長潜在力を拡大するため、知的財産経営コンサルティングを本格的に支援することにした。特許庁は2006年9月に技術分野別審査官を中心に「中小企業特許経営支援団」を発足させ、中小企業を対象に特許分野のコンサルティングを提供した結果、好評を得た。また、特許の他に商標、デザインに対する中小企業からのコンサルティング需

要が持続的に増加したため、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に、2007年12月には「産業財産経営支援チーム」に拡大・発足した。

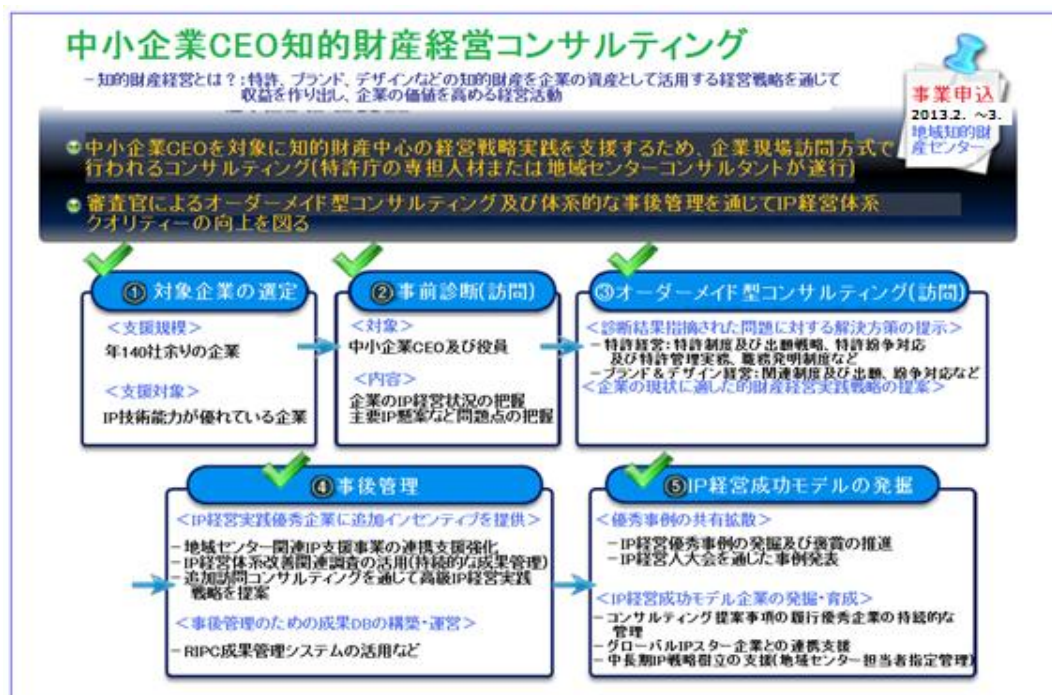
先進国の事例からも分かるように、企業の知財権状況を把握して必要な支援を具体的に提示する相談及びコンサルティングが高い成果を上げていることが分かった。²⁰ 特許庁の中小企業を対象にした知的財産経営コンサルティング支援事業はこのような先進国の中小企業支援政策の傾向とも一脈通ずると言える。

コンサルティング過程は以下の通りである。まず、特許庁の知的財産経営専門人材と地域知識財産センターのコンサルタントが革新能力の優秀な企業を選定し、選定された企業を直接訪問して知的財産専担組織の設置状況や職務発明の運営状態などに対する事前診断を行う。それから、事前診断の結果と対象企業が希望する分野を基にオーダーメイド型コンサルティングを提供し、最後には企業にコンサルティング報告書を提示するという順で行われる。

そして、コンサルティング支援事業ではコンサルティング対象企業のニーズを反映した、より充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専門人材だけでなく全経連と協力して退職したCEOを活用した共同コンサルティングも施行している。

²⁰ WIPO SME division の best practice, http://www.wipo.int/sme/en/best_practices/ を参照

＜図Ⅳ－1－4＞中小企業知的財産経営コンサルティングの概要



＜表Ⅳ－1－15＞中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容

。特許経営コンサルティング	
特許経営一般	- 特許経営の重要性及び導入の必要性 - 先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明(中小企業事例を含む) - 特許専担部署及び人材の業務内容の紹介
特許制度及び出願戦略	- 特許・実用新案制度及び出願手続きの案内 - 特許明細書・請求範囲の理解と作成戦略の教育 - 特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
特許情報の活用	- 先行技術調査など特許検索方法の説明 - 企業の主力技術分野の特許動向資料の提供
特許紛争の対応	- 企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明 - 紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明
特許事業化及び取引・評価	- 特許事業化及び取引・評価関連の政府支援施策の紹介 - 特許譲渡・ライセンス契約実務の案内(特許流通相談官の協力)
職務発明制度	- 改正された職務発明制度の紹介 - 企業の職務発明褒賞規定の標準モデル提供

	- 職務発明の内部規定化の誘導
。ブランド経営コンサルティング	
ブランド経営一般	- ブランド経営の重要性及び導入の必要性 - 先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
商標制度及び出願戦略	- デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 - デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
商標情報の活用	- 先行商標調査などの商標検索方法の説明 - 企業の生産製品分野の商標動向資料の提供
商標紛争の対応	- 商標分野の国内外紛争事例の説明 - 紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介
。デザイン経営コンサルティング	
デザイン経営一般	- デザイン経営の重要性及び導入の必要性 - 先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
デザイン制度及び出願戦略	- デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 - デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
デザイン情報の活用	- 先行デザイン調査などデザイン検索方法の説明 - 企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供
デザイン紛争の対応	- デザイン分野の国内外紛争事例の説明 - 紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

ロ．推進内容及び成果

中小企業知的財産経営コンサルティングは2006年34社の中小企業を対象にスタートし、2007年から2013年まで計790社余りの企業に特許・ブランド・デザイン経営コンサルティングを支援した。

<図Ⅳ－1－5> 中小企業知的財産経営コンサルティングの支援状況(2007～2013)



コンサルティングを通じて自社の戦略品目に対する研究開発及び知財経営がより体系的に行われるよう特許マップ及びIP経営戦略の提示するとともに、知的財産経営に対する中小企業の認識改善と業務担当者の実務能力の強化に力を入れた。また、2013年には中小企業のIP経営を改善するために500件余りの実践方案を具体的に提示した。

<表Ⅳ－1－16> 2013年コンサルティングの主要内容及び分布

(単位：件、%)

コンサルティングの主要内容	件数	構成比
・ IP 基礎相談、IP 専門教育、IP 経営戦略の樹立	135	27.2
・ 保有 IP 活用策、競合社の IP 分析	91	18.3
・ 地域センター支援事業の活用及び連携	72	14.5
・ ブランド及びデザイン開発及び出願戦略	60	12.1
・ IP 情報調査(先行技術調査など)	46	9.3
・ 研究開発技術の方向樹立支援	27	5.4
・ IP 資産構築戦略	26	5.2
・ IP 訴訟及び紛争対応	9	1.8
・ 職務発明制度の導入方案	5	1.0

・営業秘密関連対応策	5	1.0
・その他	21	4.2
合計	497	100

また、2013年度には各企業にこのような企業別実践方案を盛り込んだ知的財産経営ガイドを提供するため、コンサルティング結果を報告書の形態で作成した「知的財産経営コンサルティング報告書」を提示し、中小企業の知的財産経営を促した。

＜表Ⅳ－1－17＞IP経営コンサルティング報告書のコンサルティング結果(例示)

環境分析			
外部環境分析		内部環境分析	
技術 ・ 市場	・半導体、FPD,LED など国内半導体産業が市場をリードしており、持続的に拡大 ・.0000 の年平均海外市場成長率が 9%に拡大 ・.0000 の年平均国内市場成長率が 11.7%に拡大	一般 経営状況	・2012 年創業した企業で、1 人代表体制 ・.00 大学創業インキュベーターセンター入居 ・特許 6 件、実用 7 件、商標 5 件、デザイン 6 件 ・2013 年 3 月ベンチャー企業指定
競合 社 ・ 製品	・マシンビジョン検査システムは産業全般に適用分野が拡大されつつあり、オーダーメイド型に製作して提供される ・S/W のみならず、カメラ、レンズ及び照明、その他装備を一気に開発・製造・納品する形態	IP 経営状況	・2012 年創業した企業で、IP 経営事例に対する独自の分析でベンチマーク進行中 ※IP 経営事例研究会の活動中
IP	・2000 年代初めから出願件数が増加 ・C C(US)、DA P CORP(JP)、00 電子(KR)などが積極的に出願 ・LED 照明制御技術、検査のためのプログラムなどに対する IP として確保が必要	保有 IP 状況	・LED 光源分野の特許 2 件 ・.0000 分野の特許 4 件、実用 7 件など ・.0000 の特許 1 件など ・特許 6 件、実用 7 件、商標 5 件、デザイン 6 件

コンサルティング診断	
SWOT 分析	解決課題
▶ SO 戦略(攻撃的戦略)と WT 戦略(防御的戦略)の並行推進	▶ 選択と集中を通じた事業資金造成 ▶ IP 組織設計
コンサルティング設計	
IP 経営環境部門	事業(技術及び製品)部門
- 現場の高級技術に対する技術諮問コンサルティングの提供を通じた一定収益の創出 - 0000 に対する具体的な事業計画を講じて中小企業振興公団、技術保証基金などを通じて施設及び運転資金を確保 - IP 組織設計よりは雇用支援センターなどを活用して博士級専門人材を確保し、持続的に技術開発を進め、IP 事業化関連の地域関係機関のプログラムが活用できる行政業務人材を確保	- 0000 に対する技術開発及びマーケティング戦略の構築 ※000 地域の LED 関連製造社の小型 0000 検査装置を広報し、海外優秀企業の製品との差別化戦略を構築 - マシンビジョン関連の技術分類別先行文献分析を通じた知財権の確保 ※0000 関連の優秀な S/W を活用できる機械装置に対する持続的な権利確保 - 0000、LED00 システムに対する 00 技術移転センターとの協業を通じて技術移転を推進

コンサルティングの後も「中小企業特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランド・デザイン・経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策ガイド」、「職務発明補償手続きのガイドライン」、「特許情報ハンドブック」、「事例中心の知的財産経営マニュアル」など多様な知的財産経営の案内書を提供し、企業のCEOや担当者が参考できるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じて中小企業に研究開発時の事前特許調査、核心技術保護のための特許出願及び登録、企業の顔である商標及びサービス標の出願及び権利化、デザインの開発及び権利化、知的財産担当人材の配置及び持続的な教育、研究人材の士気高揚と企業の技術流出防止のための職務発明補償制度導入などをコンサルティング対象企業のCEO及び経営陣に提案した。

ハ．評価及び発展方向

中小企業知的財産経営コンサルティングを通じた中小企業知的財産経営の基盤作り支援は、中小企業が優秀知財権を確保して自ら知財権能力を強化することに役立っている。2012年末に行ったアンケート調査によれば、知的財産経営コンサルティングを受けた企業の経営陣の中で97%が企業経営に知的財産権が必要であると答え、中長期的にコンサルティングで提案された内容を導入して適用する計画があることを表明した。

今後は企業のニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルを作り出す計画であり、また有望な中小企業にオーダーメイド型コンサルティングを集中支援して有望中小企業をIPスター企業として育成していく計画である。

3. 地域ブランド・デザイン価値の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イ・ナムジュ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

最近消費者ニーズの多様化によって価格、機能など伝統的な価値より差別化されたコンセプトとイメージ、デザインなどが消費者にとって製品選択における重要な要因となっている。しかし、大半の中小企業は専門人材及び資金不足、権利化に対する認識不足などで独自のブランド、デザインなどを開発・使用するのが困難な状況である。

ブランド・デザイン価値向上事業はこのような要求を積極的に解決するため、地域中小企業にブランド・デザイン開発を支援し、商標権・デザイン権としての権利化を推進して企業の商標・デザイン知財競争力を強化することを目指して2010年から始まった。

2)概要

ブランド・デザイン価値向上事業は地域中小企業にブランド・デザイン関連の専門コンサルティングを行うとともに、ブランドとデザインの開発を通じて知的財産権の創出、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

同事業は地方自治体と特許庁が予算を半分ずつ負担(5:5マッチング)することで、事業に対する効果と責任を担保し、地域別の特性に適した事業を支援することで地域中小企業に知識財産創出のための実質的な支援を提供している。2013年度にはブランドで16の地方自治体、デザインで15の地方自治体と事業を展開した。

＜表Ⅳ－1－18＞2013年ブランド・デザイン価値向上事業の内容

主要支援事業		内容	支援金額(件当たり)
ブランド	国内出願費用支援	地域中小企業の国内知的財産権利化費用を支援	国内：25万ウォン以内
	海外出願費用支援	地域中小企業の国外知的財産権利化費用を支援	海外：250万ウォン以内
	ブランド新規開発支援	優秀中小企業製品のブランド新規開発及び権利化を支援	2,500万ウォン以内
	ブランドリニューアル開発支援	優秀中小企業製品のブランドリニューアル開発及び権利化を支援	2,000万ウォン以内
	ブランド・デザイン融合支援	地域中小企業のブランド開発と包装デザインの連携支援	3,000万ウォン以内
デザイン	国内出願費用支援	地域中小企業の国内知的財産権利化費用を支援	国内：35万ウォン以内
	海外出願費用支援	地域中小企業の国外知的財産権利化費用を支援	海外：280万ウォン以内
	製品デザイン開発	特許技術に対する製品デザインの開発及び権利化を支援	2,500万ウォン以内
	包装デザイン開発	出願商標に対する包装デザインの開発及び権利化のを援	1,500万ウォン以内
	デザインマップ	特許技術に対するデザインマップ開発を支援	1,500万ウォン以内
	デザイン・特許融合支援	技術と連携したデザイン開発及び特許・デザインの権利化を支援	5,000万ウォン以内

<表Ⅳ－１－１９> 2013年ブランド・デザイン価値向上の遂行地域

(単位：億ウォン)

自治体	地域センター (事業畝い機関)	住所	マッチング金額		備考
			ブランド	デザイン	
ソウル	ソウル知識財産センター (ソウル産業通商振興院)	ソウル市麻浦区上岩洞DMC	13	-	ブランド
京畿	京畿知識財産センター (京畿 テクノパーク)	京畿安山市常緑区四 3 洞 1271-11	25	20	ブランド/ デザイン
	京畿北部知識財産センター (京畿北部商工会議所)	京畿議政府市新谷洞 801-1	12.5	15.5	ブランド/ デザイン
仁川	仁川知識財産センター (仁川商工会議所)	仁川市南洞区論岬洞447	20	24	ブランド/ デザイン
江原	江原知識財産センター (江原道産業経済振興院)	江原道原州市牛山洞405-29	10	10	ブランド/ デザイン
忠南	忠南知識財産センター (忠南北部商工会議所)	忠南天安市西北区仏堂洞492-3	30	42	ブランド/ デザイン
大田	大田知識財産センター (大田テクノパーク)	大田市儒城区長洞23-14	10	13	ブランド/ デザイン
忠北	忠北知識財産センター (清州商工会議所)	清州市上党区北門路2街116-84	18.5	19	ブランド/ デザイン
釜山	釜山知識財産センター (釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	85	9	ブランド/ デザイン
蔚山	蔚山知識財産センター (蔚山商工会議所)	蔚山市南区トッジル路97番地	20	30	ブランド/ デザイン
大邱	大邱知識財産センター (大邱商工会議所)	大邱市東欧新川3洞107	20	15	ブランド/ デザイン
慶北	慶北知識財産センター (浦項商工会議所)	慶北浦項市南区上島洞 10-2	10	15	ブランド/ デザイン
慶南	慶南知識財産センター	慶南昌原市義昌區中央路98	10	15	ブランド/

	(昌原商工会議所)				デザイン
全南	全南知識財産センター (木浦商工会議所)	全南木浦市中東2街1番地	10	10	ブランド/ デザイン
光州	光州知識財産センター (韓国発明振興会光州支部)	光州市光山区道泉洞621-15	10	12	ブランド/ デザイン
全北	全北知識財産センター (全州商工会議所)	全北全州市完山区電動2街	10	13	ブランド/ デザイン
済州	済州知識財産センター (済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福祉タ ウン	10	12.5	ブランド/ デザイン

ロ．推進内容及び成果

ブランド・デザイン価値向上事業は大きくブランド・デザイン経営分析及びコンサルティングサービスの提供と地域中小企業のブランド・デザイン開発支援という二つの細部事業で構成されている。

ブランド・デザイン価値向上事業は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘し、ブランド・デザインの集中支援を通じて地域のブランド・デザイン代表企業として育成することで、地域における良質な雇用創出と地域競争力の向上、地域経済活性化に寄与している。

1)ブランド・デザインコンサルティング

同事業は、ブランド・デザイン経営コンサルティングを通じたブランド・デザイン開発支援及び出願費用支援まで**One-Stop**総合サービスとして提供することを主な内容としている。コンサルティングは地域知識財産センター内に常駐するブランド・デザインコンサルタントによって行われる。

コンサルティングを行うため、2010年にブランドコンサルタント11人、デザインコ

ンサルタント9人が該当地域の知識財産センターに契約職員として新規採用された。2013年末現在全国17の広域自治体にブランドコンサルタント、デザインコンサルタントが各々17人ずつ採用されて勤務している。

＜表Ⅳ－1－20＞2013年ブランド・デザインコンサルタントの採用状況

地域	ソウル	京畿	京畿北部	仁川	江原	忠南	大田	忠北	釜山	蔚山	大邱	慶北	慶南	全南	光州	全北	済州	計
ブランド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
デザイン	-	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17

ブランド・デザインコンサルティングはブランド・デザインの専門知識と開発能力が足りない地域の中小企業・小商工人を対象に、ブランド・デザイン経営分析、開発方向、権利化方案などを提供することで、ブランド・デザイン経営強化に焦点を当てている。また、コンサルティング過程に必要なブランド・デザイン商標・デザイン出願費用の支援などを含めている。

2013年に17の広域センターでブランド経営コンサルティング3,428件、ブランドの国内外出願費用2,305件が支援された。デザインの場合、ソウルを除く16のセンターでデザイン経営コンサルティング2,558件、国内外出願費用1,475件が支援された。

2)ブランド・デザイン開発支援

ブランド開発支援は専門人材及び開発資金が不足している地域の有望中小企業を対象に、企業の地域特性に適したブランド(CIまたはBI)を開発またはリニューアルし、権利化を支援する事業であり、2013年に計124件を支援した。

デザイン開発支援は特許技術を保有する企業には製品デザインを、出願された商標を保有する企業には包装デザインの開発して権利化を支援する事業であり、2013年は計190件を支援した。

デザインマップは特許技術を保有する企業にデザイン開発のための先行調査と市場調査、デザイン開発の方向を提案する情報支援事業であり、2013年計32件を支援した。

また、2012年からは既存の権利別単一支援方式から脱し、融合支援の拡大を通じて複合知財権の創出に向けた事業を展開した。ブランド分野では支援成果を最大化するとともに企業の活用率を高めるため、ブランド開発と包装デザインの開発を連携するブランド・包装デザイン開発事業を始めて展開し、2012年計16社、2013年には53社を支援した。

デザイン開発分野では既存の外観中心のデザイン開発から脱し、技術と連携したデザイン開発を支援するため2012年パイロット事業としてデザイン・特許融合支援事業を展開した。2012年度は9.4：1の高い競争率を記録し、2012年には計8件、2013年には25件を支援した。

＜表Ⅳ－１－２１＞2013年ブランド・デザイン主要事業の推進状況

区分	主要事業	ソウル	京畿	京畿北部	仁川	江原	忠南	大田	忠北	釜山	蔚山	大邱	慶北	慶南	全南	光州	全北	済州	計
ブランド	国内出願費用	127	56	119	224	130	93	116	115	132	98	72	94	86	143	70	118	149	1,942
	海外出願費用支援	43	23	10	29	16	30	31	31	39	10	12	22	15	19	11	13	9	363
	ブランド新規	2	3	-	4	10	3	5	4	-	3	3	4	2	4	6	4	4	61
	ブランドリニューアル	3	4	-	4	4	12	5	1	3	2	4	4	3	3	-	6	5	63
	ブランド・デザイン融合	1	2	1	7	2	-	7	8	12	2	-	2	-	4	-	5	-	53
デザイン	国内出願費用支援	-	59	137	141	61	93	88	84	102	71	65	76	59	59	78	34	61	1,268
	海外出願費用支援	-	22	7	21	6	12	27	5	29	8	6	17	13	19	10	-	5	207
	製品デザイン開発	-	4	4	9	14	7	15	5	9	4	3	3	5	3	3	7	2	97
	包装デザイン開発	-	3	2	2	14	12	7	2	9	3	6	5	3	4	4	7	10	93
	デザインマップ	-	3	-	1	2	1	4	5	2	2	2	3	-	1	5	-	1	32
	デザイン・特許融合	-	3	1	3	2	1	5	-	2	-	1	3	1	-	-	3	-	25

ハ．評価及び発展方向

ブランド・デザイン価値向上支援事業はブランド・デザインの開発と権利化に難航している地域中小企業に商標権とデザイン権を確保させることで、特許とともに強い

知財権を保有する強小企業として育成する上で大きく貢献している。

今後は出願費用の支援など単純な支援事業よりは企業の戦略的なマインドが高められるコンサルティング及びデザインマップの作成、複合知財権創出のための融合支援などを拡大する計画であり、それを通じてブランド・デザイン価値向上事業の支援効果が高まると期待している。

4. 非英語圏ブランド開発支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イ・ナムジュン

イ. 推進背景及び概要

最近新興市場として浮上している中東、南米など非英語圏に進出しようとする中小企業のニーズが高まっている。非英語圏国家に進出する際、進出国家の文化的な特性を反映した現地語ブランドを保有する場合、企業固有のコンセプトやイメージの構築が容易で、販路開拓などシナジー効果が期待できる。

しかし、中小企業が進出国家の社会的・文化的な特性と現地語の特性(発音、意味など)を考慮して直接ブランドを開発するのは容易なことではない。このような問題を解決するため、2008年から進出国家に適したオーダーメイド型ブランドを開発して提供している。また、徹底した現地調査と企業状況分析などを基にブランド開発を行っているため、事業に対する参加度や満足度は高い方である。

2008年パイロット事業を始めに、非英語圏国家(中国圏、南米圏、ロシア圏、アラブ圏など)に進出もしくは進出予定である、売上高30億ウォン以上または輸出額50万ドル以上300万ドル以下の中小企業を対象に、約40百万ウォン程度を支援している。

特に韓国外大の教授及びブランド専門家などで構成された運営委員会を構成し、中

小企業の専門性を積極的に補完し、中小企業のニーズに応えるオーダーメイド型現地語ブランド開発を目指した。また、開発段階で現地商標登録がされているかどうかを徹底調査して、開発後に現地語ブランドの現地出願はもちろん登録もできるようにした。

ロ．推進内容及び成果

2013年度には申請企業152社のうち23社を選定して支援した。支援国家別の分布を見ると、中国12件、ロシア2件、アラブ2件、南米2件、日本2件、ベトナム1件、パキスタン1件、モンゴル1件など、新しい国に拡大した。同事業は現地での事業がスムーズに行われるように現地における権利化まで合わせて支援しているため、支援企業23社は現地出願完了または現地出願を進行中である。一方、事業を推進する前に中小企業事業説明会を通じて事業に参加を希望する事業参加者(遂行社)の理解を深める一方、中小企業の意見に耳を傾けて課題の範囲を調整することで中小企業の事業満足度を高めた。

同事業はターゲットにしている市場において効果的に対応するため、特定の言語圏国家に限定したブランドコンサルティング、ブランド戦略の樹立(現地市場及び企業分析)、ブランドネーミング開発(ネーム開発戦略の樹立及びネーミング開発など)及びデザイン開発(デザイン開発戦略の樹立及び基本デザイン開発など)を支援している。

また、現地国家での出願及び事後ブランド教育なども推進して実質的なオーダーメイド型ブランド開発が行われるよう取り組んでいる。

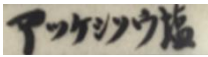
同時に、事業遂行社と支援中小企業間のコミュニケーションが円滑に行われるよう、直接コミュニケーションできる体系を構築させている。

<表Ⅳ－1－22>非英語圏ブランドの開発状況

NO.	企業名	進出品目	進出国	開発前	開発後
-----	-----	------	-----	-----	-----

1	design skin	子供遊び用のマット	中国		
				セリフを定型化されたタイプで整え、デザイン・スキンの原本フォントの感じを適用	
2	Decorama	インテリアファブリック	ロシア		
				宝石をモチーフに生活空間と消費者の価値を一層高めてくれる企業価値を表現	
3	フードゾーン	ピザフランチャイズ	中国		
				既存の案と類似するウェルビーイングを強調する葉っぱを使ってデザイン	
4	シンウ空調	ファンコイル及び換気ユニット	アラブ		
				信頼を象徴するブルーカラーを使用。風、自然、繋ぐことを象徴する視覚的要素を配置	
5	Naschem	アウトドア、キャンプ用品	中国		
				シンボルとの調和のため、丸い四角の感じを反映。ボードで表現することで丈夫さと信頼感を表現	
6	モーニングアート	電気ロースター機	ベトナム		
				モーニングアート厨房機器の現代的で洗練された美しさを面と線を活用して視覚的に形状化	
7	SNT	投光機一体型 CCTV	アラブ		
				精密機械の技術力と製品及び企業の信頼性、軍需装備の強さを視覚的に表現	
8	Techsign Light Panel	LED 照明	スペイン+		

				空間と価値を与える光動線と人間が活動する全ての空間に新たな価値を付与	
9	GP&E	湿気防止バック、抗菌製品	中国		
				純粋で綺麗な環境を目指す努力と情熱の結晶体を表現	
10	bionutrigen	サプリメント、飲料など	中国		
				天然のピュアな感じを強調し、ウェルビーイングの意味を表すシンボル及びデザイン	
11	クムジン	壁紙	ロシア		
				優雅な書体と建物の外観をイメージしたことで製品の属性及びモダンクラシックのイメージを強調	
12	Lioele	化粧品	中国		
				バイオレットカラーで神秘的で高級感あふれる女性化粧品のイメージを表現	
13	コクァン UVC	天井パネル	中国		
				力強い書体と安定した構図で安全かつ信頼できる天井材というイメージを伝える	
14	Sammi 精工	自動車パネル検査システム	中国		
				SamMi と Technology が n の○を通じてそれぞれ違うものではなく一つであることを象徴	
15	Daesung Cookware	アルミニウムクッキング機器	中国		
				美味しい匂いが妖精の羽のように羽ばたく様子を表現	
16	Printec	オフィス用ラベル	中国		
				中央の円を通じてグローバルなオフィス文具流通企業として跳躍する Printec を表現	
17	MurimGNI	GIS ソフ	モンゴ		

		トウェア	ル	地理情報専門家たちが作った先端 IT ソリューションを強調すると同時に X にポイントを与えて未来志向の価値を反映	
18	セクションインターナショナル	幼児用マット	中国		
				滑り台を連想してキッズカフェのアイデンティティを表現、鮮やかなピンク色を使用することで他社と差別化	
19	デピョンソグム	天日塩	日本		
				アッケシソウの特徴を形状化してデザインに反映し、太平洋塩田の広く平穏なブラウンカラーを使用	
20	自然と未来	環境に優しいオーガニック資材	パキスタン		
				大自然の爽やかさと環境に優しいオーガニック作物の豊かさが溢れんばかりに波打つ様子を表現	
21	ミョンシンメディカル	医療用温熱機	日本		
				VA をモチーフにして女性のボディーラインの S を象徴的に表現、パープル色は神秘的なイメージと高級感を与える	
22	太平酒家	伝統蒸留酒及び果実酒	中国		
				丈夫で力強い書体と楕円形のハングル印章の調和を表現	
23	青龍水産	水産物加工	中国		
				海を連想させる C と宝石を数える単位の clar を点で区分し、海から出る宝石という意味でデザイン	

ハ. 評価及び発展方向

現地に適したブランド開発を通じて独自のコンセプトとイメージを構築することで、大企業と差別化された戦略で現地市場に進出するきっかけを作り、それを基に販路開拓及び売上上昇につながるように実質的な支援を行うことが同事業の大きな長点と言える。

また、単なるブランド開発に止まらず、現地における権利化まで支援することで、新規ブランドを企業の資産として成長させるなど、企業のブランド価値を高めることにも寄与している。

今後は支援企業が開発されたブランドを持続的に活用できるように関連教育を含め、事後管理を強化する予定である。

そして、主な成果を中心とする広報を強化することで事業の認知度を高め、地域企業の事業への参加拡大を誘導する計画である。また、より充実した事業に発展させるため関係機関との協力などを通じて事業化連携方案も模索する予定である。

中小企業の新興市場進出による需要増加によって、同事業に対するニーズも増える予想されるので、持続的に予算を拡大するように努める予定である。進出国の現地消費者やバイヤーなどを対象にブランドに対するアンケート調査を実施した後、調査結果を分析してフィードバックを行うことで、ブランド競争力を確保するために持続的に努力を傾ける計画である。

第2章 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

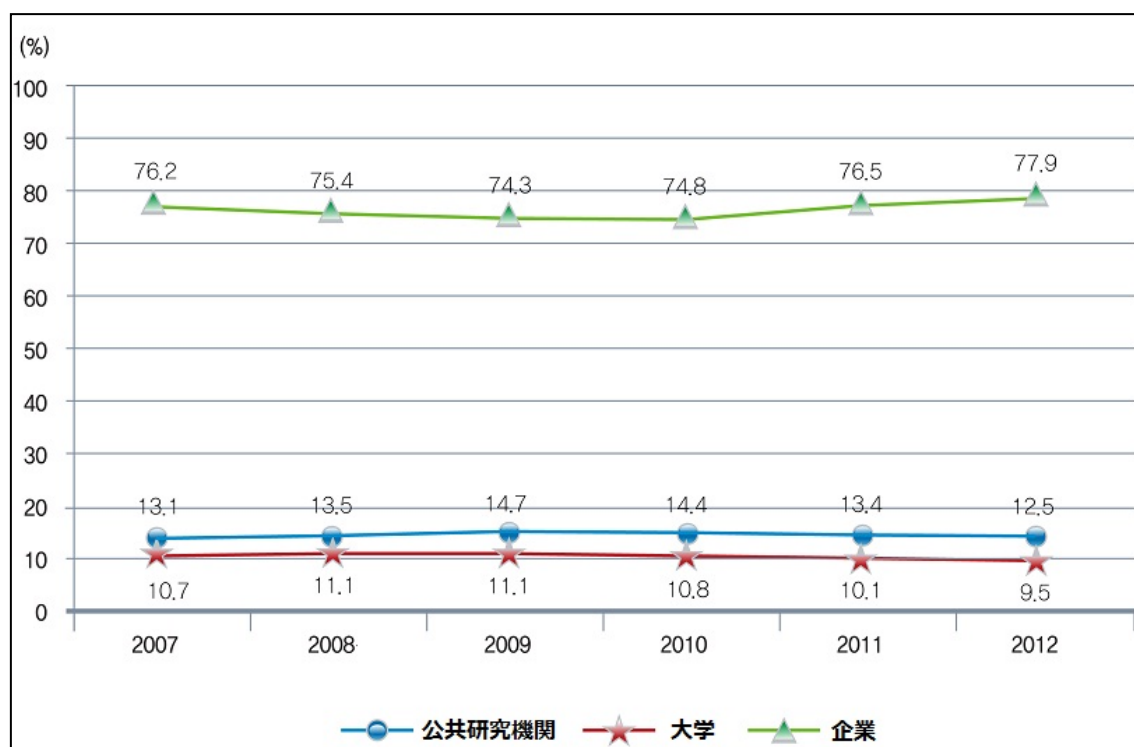
第1節 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンデ

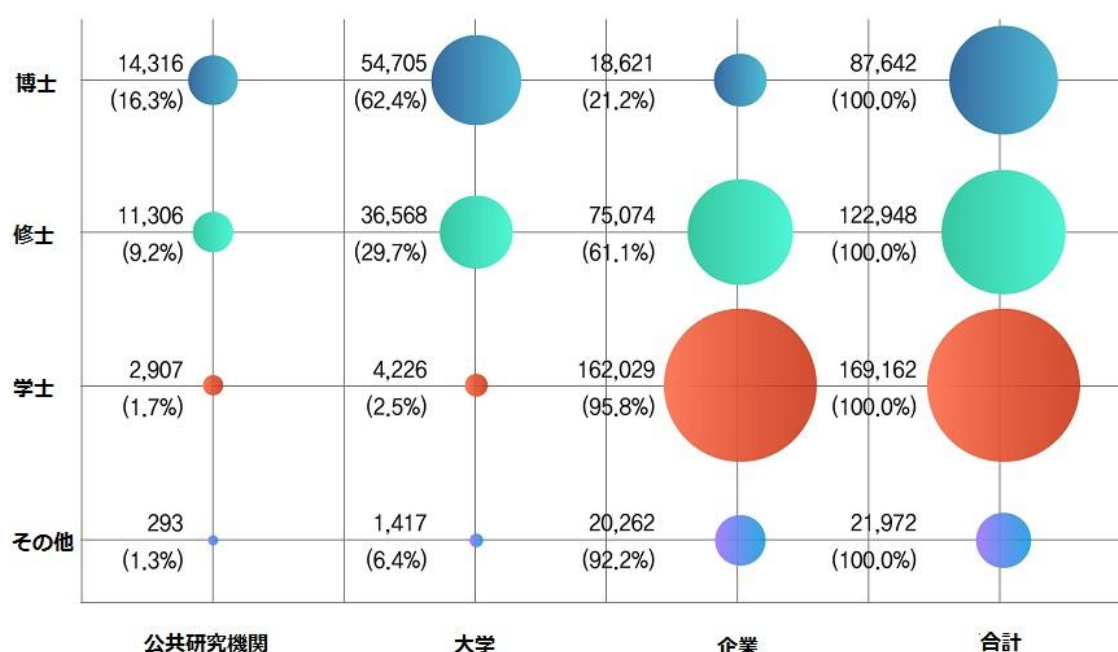
知識基盤経済に変わったことによって世界各国は技術主導権を確保して国家競争力を維持するため、科学技術に莫大な資源を投じている。韓国も国家研究開発費を確保するために持続的に努力を傾け、2012年度韓国の総研究開発投資規模は世界6位(55.5兆ウォン)に拡大した。

一方、韓国の大学・公共研究機関は国家総R&D投資の22.1%を占め、博士級研究人材の78.8%を保有しているため、技術革新の主体としてのその潜在能力は極めて大きいと言える。

＜図Ⅳ－2－1＞韓国の主体別研究開発費の比重(2012)



<図Ⅳ－2－2> 韓国の主体別・学位別研究員の分布(2012)



* 出処：2012年度研究開発活動調査報告書(未来創造科学部・KISTEP)

大学・公共研究機関の技術革新を通じて国家経済発展を成し遂げるためには、創出された優秀な研究成果を強い知的財産権として権利化し、産業界に効率的に移転・事業化させ、それを通じて発生した収益を再び研究開発に再投資する好循環体系の構築が求められる。

しかし、国内の大学・公共研究機関はその潜在能力に比べて研究成果を知的財産として創出・保護・活用する能力とインフラが不十分であるのが現状である。

そこで特許庁はこのような市場からのニーズに応えるため、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理体系の整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。また、2010年からは有望な特許技術が死蔵されることを防止し、未活用特許技術の活用を促進するために「有望技術発掘及び特許事業化支援事業」を推進した。同時に、グローバルIPビジネスモデルの変化に共同で対応して、ノウハウの共有と成果の拡散のために大学・公共研究機関間の協力ネットワーク構築を支援し、知的財産創出と技術

移転・事業化を効率的に図るために産業界・金融界との協力ネットワークの育成を支援する「知的財産生態系活性化支援事業」を展開している。

第2節 大学・公共研の優秀特許創出・活用の促進

1. 特許経営専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景及び概要

韓国の大学・公共研究機関の技術移転率は先進国に比べて大きな差はないが、R&D生産性(年間研究費支出対比年間技術料収入の比率)は1.49%で米国の3.93%に比べて1/3水準であり、極めて低い水準である。

＜表Ⅳ－2－1＞主要指標の国家間比較

	韓国			米国			カナダ	EU
	大学	研究所	計	大学	研究所	計	大学・研究所	大学・研究所
技術移転・事業化専担及び支援人材(人)*	4.32	7.32	5.25	12.3	10.5	11.69	9.08	8.3
技術開発件数(年間)(A)	12,482	12,179	24,661	19,324	2,065	21,389	1,687	22,945
技術移転件数(年間)(B)	2,431	4,245	6,676	7,349	549	7,898	440	5,477
年間技術料収入(百万ドル)(C)	58.3	141.6	199.9	1,726	620	2,346	48.7	112.4
年間研究費支出(百万ドル)(D)	5,551.7	7,860.5	13,409	53,565	6,179	59,744	4,434	5,992
年間技術移転率(%) (B/A)	19.5	34.9	27.1	38.0	26.6	36.9	26.1	23.8
研究生産性(%) (C/D)	1.05	1.80	1.49	3.22	10.0	3.93	1.1	1.87

* 出処：2013年(公共研究機関)技術移転・事業化調査分析資料集(産業通商資源部)

国内の大学・公共研究機関における技術移転・事業化専担及び支援人材は5.25人で米国の11.69人に比べて大きく不足していることが分かり、技術移転の成果が不十分である主な理由は知的財産専門人材の不足とそれによる知的財産経営インフラの脆弱と推測できる。

そこで、大学及び公共研究機関に知的財産分野に専門性を備えた特許経営専門家を派遣して知的財産経営インフラの構築と能力強化を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

企業などで知識財産経営の経験が豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣し、関連規定の整備、知的財産権経営プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の樹立など多様な活動を通じて、大学・公共研究機関の状況に適した特許経営体系を構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通して知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

2013年特許経営専門家の派遣を通じて相談及び諮問1,189件、セミナー及び説明会213件を実施し、技術移転789件、技術移転収入料24,321百万ウォンの成果を達成した。

＜図Ⅳ－２－３＞特許経営専門家派遣事業の優秀事例

- ・ (機関名) 群山大学(バク〇〇 特許経営専門家)
- ・ (成果) 不毛の地から特許経営専門家派遣後、知的財産競争力において最上位に発展
- ・ (成果内容) 技術移転が 1 件(10 百万ウォン)に過ぎなかった群山大学が 2010 年特許経営専門家が派遣されてから「大学知的財産競争力評価(電子新聞、2013 年)」で国公立大学の中で上位圏として評価される。

＜派遣前・後の実績＞

＜2013 大学 IP 競争力評価＞

[illegible]

技術移転 1 千万ウォン水準の
機関が 23 倍(22.8 千万ウォン)
の技術移転機関として飛躍的
に発展

구분	회계 연				회계 후		
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013.10 현재
여건개선	2	1	1	7	9	13	23
기술료 지급 (천원)	3,260	2,970	10,000	178,200	126,960	153,450	220,250
특허출원 (등록)	13 (4)	14 (11)	18 (5)	22 (15)	41 (28)	50 (32)	72 (52)



ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、20

10年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。

また、地域の産・学・研の人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業家コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連情報の交流に積極的に取り組むことで大学・公共研究機関の技術移転及び事業家に多くの成果を上げている。

<図Ⅳ－2－4> 特許経営専門家の派遣状況(2006～2013年基準)



世界的に特許競争が過熱してその様子も複雑になり、大学・公共研究機関の知的財産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に拡大している。

今後は優れた知的財産能力を備えた機関と能力が足りない機関に対して機関別オーダーメイド型支援を推進するとともに、派遣専門家の能力も強化していく計画である。

2. 発明インタビュー及び知的財産事業化の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景

2013年国内に存続している759,256件(外国人202,677件を含む)の特許権のうち大学・公共研究機関は約10%である73,423件を保有しているが、この活用率は29.4%(2013、知的財産活動実態調査報告書)程度で、70%以上が活用されていない状況である。その主な原因は特許を産業界活用目的ではなく研究実績などの業績評価のために出願する傾向、特許を質的に管理する体系の未定立、需要企業の発掘と技術マーケティングなど技術移転・事業化する上での能力不足などを挙げることができる。

韓・米科学者特許管理実態調査(2007、特許庁)によれば、特許出願の理由が米国の科学者の場合は研究実績12.0%、防御戦略34.8%、収益創出33.7%、その他19.5%で、主に収益創出が中心となっていることが分かる。一方、韓国の大学・公共研究機関の科学者は研究実績40.4%、防御戦略28.6%、収益創出21.8%、その他9.2%で、主に研究実績が中心となっていることが分かる。

また、発明申告件対比特許出願比率は韓国が95.9%(知的財産活動実態調査報告書、2012)で米国60.7%(US annual licensing activity survey、2011)、EU 53.0%(ASTP Survey、2011)に比べて遥かに高く、事業化が有望な技術の選別なく大半の発明を特許出願していることが分かった。

そこで、大学・公共研究機関研究者の発明に対して特許出願前に相談・審議・評価を通じて発明を補強し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進するように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するため「IP事業化支援」を推進している。

ロ．推進内容及び成果

「発明インタビュー制」の運営を通じて出願前の発明段階の技術に対して外部専門家(IP専門家、技術専門家、市場専門家)が参加する発明相談・評価・補強を実施し、優秀発明の早期発掘を支援した。また、「IP事業化支援」を通じて大学・公共研究機関が保有している優秀特許技術を発掘し、特許分析、事業化戦略の樹立、特許補強、特許価値評価、需要技術の発掘及び技術マーケティングを支援した。

「発明インタビュー制」は27の大学・公共研究機関を支援し、計3,039件の発明申告件に対して発明等級審議と海外出願審議を実施した。その中で221件の発明に対して未承継決定を下し、948件(33.7%)の優秀技術(S、A級)を発掘した。また、優秀発明(S、A級)の中から100件の課題を選定して海外権利確保(PCT出願)を支援した。

＜表Ⅳ－２－２＞発明インタビューの支援内容

区分	発明等級審議						未承継及び保留
	全体	S 級	A 級	B 級	C 級	D 級	
27 機関	2,818 件	125 件	823 件	1,409 件	347 件	114 件	221 件
	100%	4.5%	29.2%	50.0%	12.3%	4.0%	-

また、「IP事業化支援」を通じて産学協力団及び技術移転専担部署が設置されている27の大学・公共研究機関が保有するIT・BT・NT・ETなど技術分野の有望特許の中から技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術48課題を戦略支援課題として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及び技術紹介書(SMK)作成、技術マーケティング支援などを通じて優秀な未活用特許が産業界に移転されるように支援した。

＜図Ⅳ－２－５＞発明インタビュー及びIP事業化支援事業の推進プロセス



＜表Ⅳ－２－３＞2009～2013年技術移転・事業化の成果状況

(単位：件、百万ウォン)

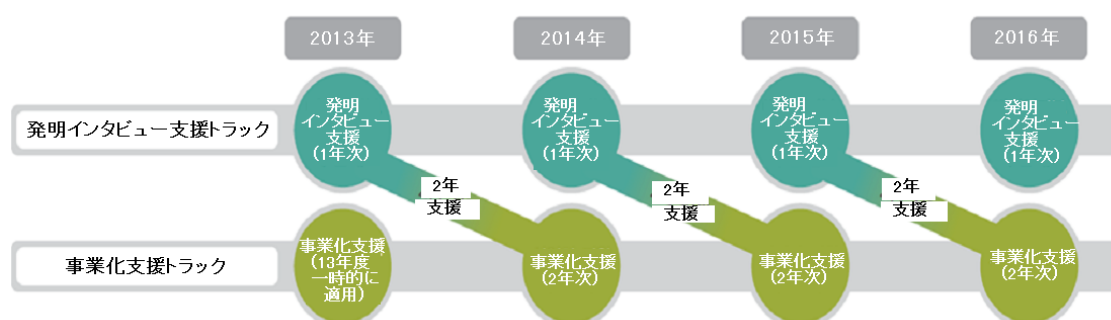
区分	戦略 課題 数	技術事業化の成果								生産性 (%)	
		企業設 立	技術移転					共同研究 開発			計
			件数	技術料							
				先払い	経常	小計	件数	金額			
2009 年	23	3	7	800	-	800	1	-	11	40	
2010 年	79	3	22	938	2,244	3,182	6	-	31	159.1	
2011 年	62	1	31	2,164	1,693	3,857	1	100	33	133.9	
2012 年	65	-	28	2,994	1,000	3,994	3,	248	31,	128.1	
2013 年	48	-	34	7,436	-	7,436	-	-	34	198.3	

ハ．評価及び発展方向

「発明インタビュー制」を通じて研究者の知財権に関する認識向上、不良発明の未承継または補強、発明の等級別差別化された特許管理戦略の樹立を支援し、特許管理体系の品質を高め、発掘された有望技術に対しては特許事業化戦略を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。また、支援事業の効率性を改善するため2つの機関を対象に「発明インタビューの運営→海外権利の確保→有望技術の発掘→特許事業化」の統合支援を試験的に推進した。

また、大学・公共研究機関の研究開発の特性上、優秀発明の創出と発掘が下半期に集中して同年度に技術移転・事業化のための期間が足りなくなる現象を改善するため、1年目には「発明インタビュー制及び海外権利確保」を支援し、2年目には「有望技術の発掘及び特許事業化」を支援する2年連続支援の運営方を設け、十分な事業期間と連続性の確保を通じて支援事業の効果を最大に引き上げた。

＜図Ⅳ－２－６＞発明インタビュー及びIP事業化支援の2年統合運営プロセス



今後、産業界－学研界－金融界－官界の知的財産事業化に向けた協力ネットワークを強化し、研究開発段階から特許権利化及び移転段階、商用化段階、事業化段階まで有機的に連携するIP創出－活用の全周期的な支援システムを構築していく計画である。

＜図Ⅳ－２－７＞IP創出－活用の全周期的な支援システム

[研究開発段階] [特許権利化・移転段階] [初期商用化段階] [事業化段階]



3. 知的財産生態系の活性化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景及び概要

大学・公共研究機関が創出した優秀な知的財産が産業界で効果的に活用されるようにするためには、学研界(大学・公共研究機関)－産業界(企業)－金融界－政府機関など知的財産主体間の効率的な役割分担と有機的な協力が重要である。そこで、特許庁は公共知的財産の事業化を促進するため、産－学－金－官の協力ネットワークを強化するための「知的財産生態系活性化支援」を推進している。

＜表Ⅳ－２－４＞知的財産事業化協力ネットワークの運営状況

主体		役割	主要内容
[学]	大学・公共研	特許技術 Pool 構築・活用支援	・「R&D IP 協議会」の運営 - 公共機関保有技術の共同活用支援事業の推進
[産]	企業	企業ニーズ Pool 構築・活用支援	・「ニーズマッチング協議体」の運営 - 企業の技術ニーズ説明会の開催
[金]	投資家	投資資本 Pool 構築・活用支援	・「知的財産投資協議会」の運営 - 知的財産投資説明会の開催

＜図Ⅳ－２－８＞知的財産事業化協力ネットワークモデル



＜図Ⅳ－２－９＞知的財産事業化協力ネットワークを通じた全周期的支援プロセス



ロ．推進内容及び成果

グローバルIPビジネスモデルに共同対応して大学・公共研究機関のR&D成果を強い知的財産として効果的に創出・活用できるよう、大学・公共研究機関の特許管理責任者で構成されたR&D IP協議会²¹を未来創造部と共同で構成・運営している。

<図Ⅳ－2－10> R&D IP協議会の組織



R&D IP協議会は運営委員会・実務委員会など協議会組織の運営、R&D IP協議会フォーラム及び総会の開催、R&D IP協議会－国家科学技術委員会(知識財産専門委員会)共同ワークショップの開催などを通じて、産・学・研協力ネットワークの構築、制度改善に向けた対政府政策建議、大学・公共研究機関の技術移転・事業化支援などの役割を果たしている。

2011年から特許庁は教科部と共同で複数の大学・公共研究機関などが個別的に保有している類似分野の特許技術を産業界で簡単に活用できるようにするため、特定技術

²¹ 2009年11月設立、2012年12月基準で大学61、公共(研)29、特別会員機関(インテレクチュアル・ディスカバリー)1で計91の機関が会員として参加している。

テーマ別にパッケージングした特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

同事業は大学・公共研究機関のコンソシアム構成、核心技術の導出・製品分析、共同ポートフォリオの構築、技術移転マーケティングなどを支援するもので、2013年には45の大学・公共研究機関が参加する10件の共同ポートフォリオ課題を支援し、計21件(前払い技術料28億ウォン規模)の技術移転契約の成果を挙げた。

＜表Ⅳ－2－5＞公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支援事項

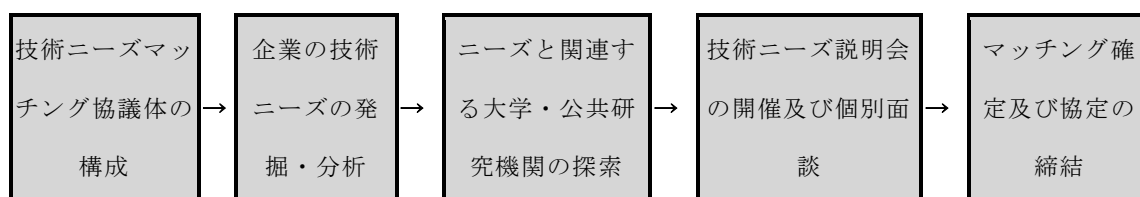
段階	戦略	所要 期間	支援内容	備考
コンソシアム構成	機関間の コラボレーション	2週	面積特許指標の作成	課題 1段階
核心技術の導出	技術の実体把握	4週	機関別核心技術、研究者ピックアップ、研究者ミーティング	
製品・BM分析	企業の事業戦略、 技術ニーズ把握	6週	核心技術適用製品・BM分析、企業の事業戦略・技術ニーズを把握	
共同ポートフォリオの構築	技術間 パッケージング	4週	移転対象企業別共同ポートフォリオの提示	課題 2段階
マーケティング	技術移転交渉	24週	共同ポートフォリオの再構成、技術料算定作業の補強	

同時に、大学・公共研究機関の特許技術移転を受けたものの投資資金が確保できず、事業化に難航している企業を支援するため、マザーファンド特許勘定運用会社などで構成された「知的財産投資協議会」を運営し、投資資本を誘致するための投資説明会を開催した。これを通じて2011年から2013年まで大学・公共研究機関の特許技術移転を受けた企業6社が61億ウォン規模の投資資金を誘致した。

また、企業の技術ニーズを基に大学・公共研究機関の特許技術を移転・事業化する

ため、技術ニーズマッチング協議体²²を構成(2012.9.)した。技術ニーズマッチング協議体を通じて企業の技術ニーズを発掘した後、それに適した大学・公共研究機関の特許技術をマッチングする「技術ニーズ説明会」を推進し、2013年27社の技術ニーズに対して19の大学・公共研究機関の特許技術20件とマッチングが行われ、技術移転・共同研究に対する交渉を進めている。

＜図Ⅳ－2－11＞技術ニーズ説明会の推進過程



ハ．評価及び発展方向

「R&D IP協議会」の会員機関を中心に行われた「公共機関保有技術の共同活用支援事業」は多数の大学・公共研究機関が保有する技術を集めて産業界への移転・事業化を支援した成功事例と言える。すなわち、製品単位で特許ポートフォリオを構築・移転することで、企業としては製品の商用化が容易になるだけでなく、特許技術の活用可能性がさらに高くなり、新しい「公共技術事業化方法論」であるという評価を得ている。このような特許ポートフォリオの構築及び技術移転事業化方法論を大学・公共研究機関、企業など知的財産生態系の主体に持続的に拡散していく予定である。

また、技術ニーズマッチング協議体の運営を活性化することで企業の技術ニーズを導出し、需要に適した大学・公共研究機関の特許技術を連携する支援事業を拡大する予定である。同時に、大学・公共研究機関の特許技術を基に事業化する企業が安定的に成長できるように投資資本の誘致支援も強化する計画である。

²² [技術事業化支援機関]京畿科学技術振興院、韓国ロボット産業振興院、韓国産学研協会、韓国研究財団、韓国知識財産戦略院、大韓貿易投資振興公社、大中小企業協力財団、韓国環境産業技術院、韓国保健産業振興院、韓国海洋科学技術振興院、農業技術実用化財団、国土交通科学技術振興院、韓国気象産業振興院、江陵科学産業振興院、[投資機関]インテレクトチュアル・ディスカバリー、IP Cube Partners、デソン創業投資(株)、[技術供給機関]R&D IP協議会

一方、2013年には大学・公共研究機関が保有している優秀な特許技術を中小企業に効率的に移転させて企業の競争力を強化するため、中小企業庁と共同で「特許技術移転ロードショー」を試験的に開催した。特許庁が大学・公共研究機関の優秀特許技術を発掘し、中小企業庁が需要企業を探索・発掘した後、共同で特許技術移転説明会を開催するイベントである。同イベントで中小企業に移転された優秀特許技術に対して中小企業庁が「融・複合技術開発事業(移転技術課題)」を通じて製品化・商用化の支援を行い、特許庁は特許技術事業化に向けた投資資本との連携を支援する計画である。

このような持続的な活動を通じて知的財産生態系の活性化に向けた産・学・金の協力モデルを拡散させる予定である。

4. 創意資本の造成

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 チェ・キュヨン

イ. 推進背景及び概要

知的財産の経済的価値の増大によって世界的に知的財産を基盤とする多様な形の事業が登場している。その中でも商品やサービスの生産・提供なく知的財産の売買、ライセンスングを通じて収益を作り出す特許管理会社(NPEs、Non Practicing Entities)の活動が増加している。最近はアイデアを購入した後、追加開発などを通じてより価値のある大規模な特許ポートフォリオを構築する新しいタイプの特許管理会社も登場した。

このように知的財産投資市場が米国など先進国を中心に急成長しているにもかかわらず、国内では知的財産を評価して投資できる専門人材や経験がまだ不足しているのが現状である。また、国内の知的財産投資資本及び市場が成熟していないため、国内で創出された創意的なアイデアや特許が活用されなかったり、海外に流出してしまう

可能性も指摘された。

したがってアイデア・特許など知的財産の価値を高め、活用を促進するため、特許管理会社に投じられる創意資本を造成・運営し、知的財産に対する国内資本の投資を誘導することで国内知的財産市場を活性化させる必要がある。

ロ．推進内容及び成果

第15回国家競争力強化委員会(2009.7.)では創意資本造成計画などを盛り込んだ「知的財産強国の実現戦略」を樹立・推進することにした。特許庁は国内の状況に適した韓国型の創意資本を造成するために多様な意見を集めた。大学・公共研究機関のアイデア確保及び事業化に向けた専門家フォーラムを開催(2009年6月～8月)し、海外の多様な知的財産基盤のビジネスモデルをベンチマークした。これを基にして投資企業、運用会社、金融機関、法律専門家などで構成された実務協議(2009年6月～12月)を経て、具体的な創意資本の造成及び運営方針を設けた。

創意資本の造成が必要であるにもかかわらず、国内では知的財産を資産や投資対象として認識するレベルが低く、民間からは自発的に創意資本が造成され難い状況であるため、初期段階では政府がシード・マネー(Seed Money)を支援し、民間の参加で専門性を確保する、官民共同型での創意資本作りが推進された。

具体的には特許庁が出資したマザーファンド資金と企業及び金融機関など民間出資を通じて、2009年から2013年まで4回にわたって計486億ウォンの創意資本を造成した。同資金はアイデアや特許の購入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社に投資され、国内で作られる創意的なアイデアと特許の活用を促進し、海外への技術流出を防止することに貢献している。

<表Ⅳ－2－6>マザー組合と子組合の結成及び創意資本の投資状況

(単位：億ウォン)

事業	ファンド運用会社	マザー組合出資額	総結成額	創意資本投資
1次 (2009.9)	スカイレイクインキュベ スト及び EN ネットワークス	250	1,100	50
2次 (2009.12)	産銀キャピタル	90	246	246
3次 (2011.1)	産銀キャピタル	100	300	150
4次 (2013.9)	IMM インベストメント	100	510	40
計		540	2,156	486

ハ．評価及び発展方向

創意資本の造成によって国内資本を基に大学・公共研究機関などの研究成果が価値のある特許として創出・活用され、効果的に流通できる環境づくりの土台を構築した。さらに、創意資本運営の成功を通じて韓国でも知的財産基盤のビジネスが活性化できる可能性を示した。今後は民間中心の投資が活発に行われるように基盤を構築する必要がある。

今後も知的財産市場を活性化するため、特許の創出、発掘、事業化、投資まで知的財産のライフサイクル全体を支援する生態系の構築を積極的に支援する計画である。

第3章 知的財産サービス産業の育成及び活用生態系の構築

第1節 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 イ・ウンジョン

知的財産基盤の創造経済時代において知的財産の重要性はますます注目されつつある。企業経営において知的財産の比重が拡大され、高付加価値を創り出す企業の知的財産経営の重要性が増している。企業価値において無形資産の比重が急増していることから、知的財産の創出・活用・保護及びこれらを活用した経営戦略の樹立が企業の成敗を左右している。

特に、知的財産を先占した企業は特許紛争を通じて競合社の市場参入を遮断し、市場における独占的地位を行使している。また、特許管理専門会社の特許攻勢が大企業から中小・中堅企業にまで広がり、知的財産の重要性及び知的財産サービス産業の役割がさらに増大している。

＜表Ⅳ－3－1＞特許管理専門会社(NPEs)から提訴された国内企業の状況

(単位：件)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
大企業	38	40	47	82	126	244	577
中小企業	9	14	11	14	33	44	125
その他	3	-	-	-	-	-	3
計	50	54	58	96	159	288	705

＊出所：韓国知的財産保護協会の調査(2013.12.)結果(国際特許紛争は企業の営業秘密に該当するため、公開されていない件を考慮すると実際の件数はさらに多くなるものと推定)

大企業は独自に知的財産経営戦略を構築して専門担当組織・人材を通じて対応しているが、中小企業は知的財産権に対する認識、予算及び人材不足などで戦略的な知的

財産経営をうまく展開していない状況である。そこで、中小企業の知的財産経営を支援するためのインフラとして知的財産サービス業を育成し、地域知識財産センターを通じて知的財産経営における問題の解決に積極的に取り組んでいる。

＜表Ⅳ－３－２＞大企業及び中小企業の知的財産経営の状況

区分	担当組織の保有率	専担人材の保有率	平均専担人材数
大企業	73.2%	18.9%	3.1 人
中小企業	46.6%	12.3%	1.5 人

＊出所：2013年度知的財産活動実態調査、特許庁

企業が高品質の知的財産サービスを受けて知的財産競争力を備えていけるように知的財産サービス産業を育成している。市場規模が小さく、成長環境もまだ不足している知的財産サービス産業の成長基盤を構築するため、税金減免の推進など政府主導の支援を強化する一方、知的財産サービス業界が求める専門人材を養成・供給している。

2006年から特許庁と自治体が協力して運営している全国31の広域・基礎知識財産センターを通じて地域中小企業の知的財産の創出、活用能力強化支援を実施している。地域知識財産センターに常駐する特許・デザイン・ブランドなど各知的財産分野別の専門コンサルタントを通じて知的財産分野で直面している悩みを相談し、必要な支援を提供している。地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50：50)させることで事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に適した事業開発を通じて地域の個人発明家や中小企業に知的財産創出のための実質的な支援を提供している。

また、地域の知的財産権に対する認識向上及びIPインフラ構築のために住民、企業及び公務員を対象に知的財産権教育を展開しており、社会に出る前の若者に知的財産の重要性を教育するとともに認識を高めるために軍部隊を訪ねて軍兵士たちにIP教育を実施している。

＜表Ⅳ－3－3＞全国地域知識財産センターの状況

圏域名	知識財産センター名	圏域名	知識財産センター名
首都圏(6)	ソウル、京畿、京畿北部、 仁川、水原、富川	東南圏(5)	釜山、蔚山、慶南、 釜山南部、晋州
忠清圏(5)	忠南、大田、忠北、 瑞山、忠州	江原圏(4)	江原、春川、太白、江陵
湖南圏(5)	全南、光州、全北、 順天、群山	済州圏(1)	済州
大慶圏(4)	大邱、慶北、亀尾、安東		

* 太字は広域知識財産センター

第2節 国内知的財産サービス産業の競争力強化支援

1. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イム・チェギ

イ. 推進背景及び概要

知的財産サービス産業とは知的財産の創出・保護・活用など企業・公共研究機関などの知的財産活動を支援する専門サービス業であり、調査分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、システム構築など伝統的な事業領域から管理・経営・金融など高付加価値分野へその領域が広がりつつある。

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2011年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約4,100億ウォン、雇用規模も約15,000人に過ぎないものと推定されている。このような市場規模は国内総生産(1,237兆ウォン)の0.033%に過ぎない水準でまだ初期段階であり、関連企業も零細な水準である。

したがって、知的財産サービス産業が活性化すれば、国内の経済成長及び雇用創出にも寄与すると期待できると同時に、知的財産サービス産業を通じて高品質サービスが提供されれば、企業、大学、研究機関の知的財産競争力も高くなると予想される。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産サービス産業の支援根拠作り

特許庁は発明振興法の改正で知的財産サービス支援政策の推進根拠を作ると同時に、育成するための分野を具体化した。

2011年度に発表した「知的財産基本法」に知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれた。しかし、法律が全政府機関を対象にマクロ的にアプローチして実質的に役立つことはできなかった。そこで、特許庁は知的財産サービス業育成施策を樹立して関連業務を行えるように発明振興法を改正することで、知的財産の主務部処として支援政策を推進することができる根拠を作った。

既存の法律上、知的財産サービス業は調査・分析過程において作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指したが、発明振興法の改正を通じて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めることで知的財産サービスの先進化に向けて知的財産サービスの範囲を拡大した。

2) 知的財産サービス専門資格制度の導入・施行

知的財産サービス分野における優秀な高級人材の識別体系を構築し、高級人材を持続的に養成するための基盤作りのために売上高規模及び人材規模の大きい知的財産調査分析と翻訳分野に対して専門資格制度を導入・施行した。

＜図Ⅳ－3－1＞資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部の検定運営・管理方案を樹立して知的財産調査分析士及び知的財産翻訳士資格検定試験を施行している。

＜図Ⅳ－3－2＞教育実施及び資格検定試験の施行



3)知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

零細な国内の知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外の有名展示会と国内の主要R&D分野別セミナーにサービス企業が参加できるように支援している。

海外進出は個別企業の努力だけでは限界があるため、協議体である韓国知的財産サービス協会を通じて中国特許情報コンファレンス、北京技術移転大会及び日本特許情報フェア&コンファレンスなど海外主要国の展示会への参加を支援しすることで、国内知的財産サービス企業を広報するとともに海外動向を把握する機会を提供した。

＜図Ⅳ－3－3＞中国特許情報コンファレンス、日本特許情報フェア及びコンファレンス



また、ワールドITショー2013、バイオ코리아2013、RFID/Iot World Congressなど国内主要産業分野別の知的財産関連展示会に国内知的財産サービス企業が参加できるように広報ブースの設置を支援し、企業・機関内の知的財産R&D関係者を対象に優秀な特許・商標DBとソリューション関連のカンファレンス及び医療、IT・SWなど分野別オーダーメイド型説明会を開催して新規顧客の誘致を誘導した。

＜図Ⅳ－3－4＞2013IP DB及びソリューションカンファレンスの開催



＜図Ⅳ－3－5＞バイオ코리아2013、ワールドITショーへの参加支援



ハ．評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設けると同時に知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サービス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。

しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階であるために自発的な需要が足りず、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって、特許庁は知的財産サービス市場の需要を拡大するため、政府の支援拡大、知的財産サービスの専門性強化に向けた品質向上、税制支援の根拠作りなど長期的に持続成長可能な基盤を構築するための様々な方案を樹立して支援する予定である。

2. 知的財産サービス企業の採用と連携した教育の拡大

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イム・チェギ

イ. 推進背景及び概要

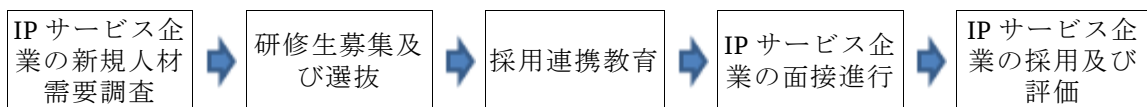
知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知識を備えた専門人材の確保が難しく、知的財産サービス企業への就職を支援するための教育インフラが不十分な状況である。専門人材の不足及び人材養成体系の不在は知的財産サービス業界にとって大きなネックとなっており、知的財産サービス産業の競争力向上及びサービス品質向上のための優秀な人材の養成及び流入が必要な状況である。

国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では全体の61.6%(2011年知的財産サービス業実態調査、特許庁)が政府の知的財産専門人材需給支援を必要としていることがわかった。そこで、特許庁は知的財産サービス市場における専門人材の不足及び人材養成体系の不在という問題を解決するため、2011年から(2011年17人、2012年56人)採用連携教育支援を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービス市場で求められる実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企業に就業または創業できるように誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を養成・支援している。

＜図Ⅳ－3－6＞知的財産サービス採用連携教育のプロセス



1)教育広報及び研修生の選抜

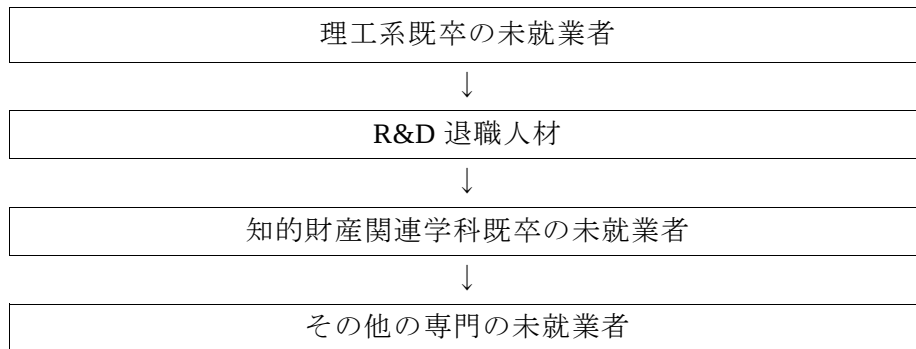
全国の主要大学及び韓国特許戦略院、韓国特許情報院など関係機関との協力を通じて関連内容を掲載し、メールを配信することで教育広報を展開した。また、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報し、R&D退職人材を選抜するため、経歴の優れた科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

＜図Ⅳ－3－7＞教育広報資料



第1回目53人、第2回目54人、第3回目は61人が教育を申し込んだが、教育趣旨に適合する研修生を選抜するため、知的財産サービス市場で好まれる理工系専門の人たちを優先にして第1回目27人、第2回目33人、第3回目43人で計103人の研修生を選抜した。

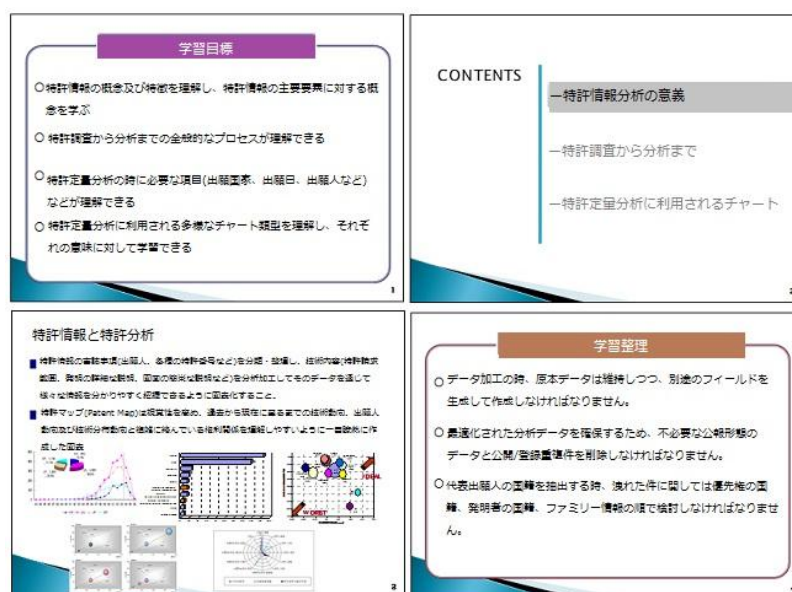
＜図Ⅳ－3－8＞研修生選抜の優先順位



2) 知的財産教育の実施

主な教育内容は知的財産制度、調査・分析、翻訳、コンサルティング、取引で構成し、知的財産サービス業に必要な全般的な内容を習得させ、採用支援教育であることを踏まえて研修生が就職した後に必要になる、職場及びビジネスマナー、プレゼンテーションスキルなどの内容を教育課程として構成し、実際就職に役立てるようにした。

＜図Ⅳ－3－9＞IP分析の概要及びIP定量分析準備作業の実習教材



第1回目教育は5月に、第2回目教育は7月に、第3回目教育は11月にそれぞれ20日間(1日6時間、計120時間)行われ、研修生103人のうち100人が修了した。

研修生の性別は男子学生が57人で約1.3倍多く、ソウル及び首都圏に居住する研修生が大半(83%)を占めたが、その他にも忠南、慶南など様々な地域から参加し、研修生の年齢は25～29歳が67%で最も多く、R&D退職人材など35歳以上の研修生も14%を占めた。

＜図IV－3－10＞教育授賞式及び修了式



3)知的財産サービス企業採用との連携

採用を希望する知的財産サービス企業を調査して研修生リストを公開し、1次書類審査を行った後に採用意思のある企業は教育2週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き面接を行った。

＜図IV－3－11＞採用連携のプロセス



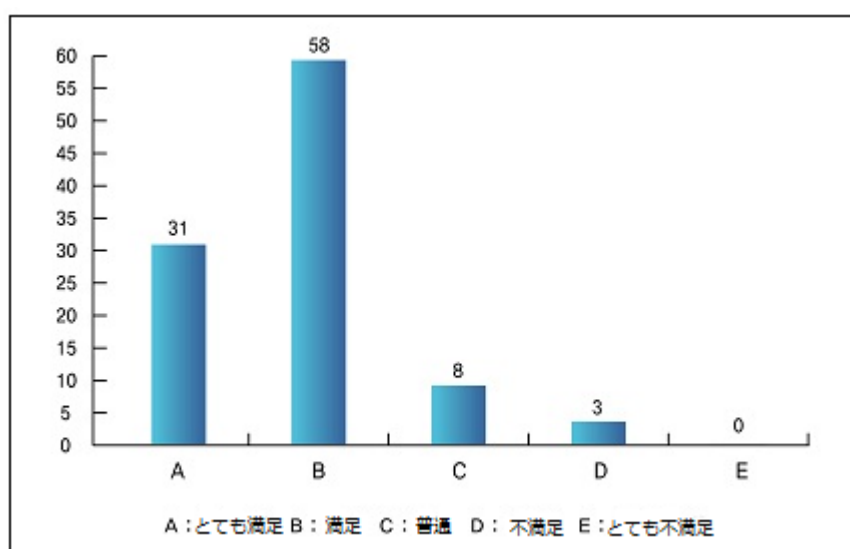
その結果、第1回目教育では24人(89%)、第2回目教育では24人(80%)、第3回目教育では24人(56%)の計72人(72%)が採用された。女性修了生よりは男性修了生の方が約1

1%多く採用され、20代修了生の採用率が約76%を占めて30歳以上の修了生より多く採用された。

ハ．評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、教育に89%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界という就職の方向を決める上で大いに役立ったという意見が多く、教育効果が非常に高いことを確認することができた。

<図Ⅳ－3－12>採用連携教育の満足度



但し、2012年に行った知的財産サービス業採用連携教育のアンケート調査の意見を反映して実習時間の比重を増やしたにもかかわらず、明細書の作成、調査分析教育の実習時間を増やす必要があるという意見など実習中心の授業に対する要求が持続的に多く寄せられたため、今後教育運営において実務教育をさらに強化・運営する予定である。

知的財産サービス採用連携教育は教育満足度(72%)のみならず、採用連携率(就業率72%)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで、特許庁は知的財産サービ

ス人材の新規採用の需要を調査して知的財産サービス企業への採用連携とともに、中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時に進めて専門人材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力強化に貢献できるものと期待している。

第3節 地域における知的財産インフラの構築

1. 地域知識財産センターの運営

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シム・ボンス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知識財産センター」を設置・運営している。地域知識財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知識財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2013年12月末基準で全国に30の地域知識財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、出前知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知識財産センターを地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムードを作り出すと同時に知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の発展と国家競争力の向上を図ることを目標に掲げている。

地域知識財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、地域の知的財産権に対する需要を顧客の近い場所で

満足させることで、顧客価値経営を実現している。

2006年、本格的な自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2013年には特許事業化相談及びコンサルティング6,990件、ブランド3,428件、デザイン2,558件を実施し、地域における発明ムード作りのために発明振興イベントを20回開催した。

また、時間と人材、予算が不足している中小企業を対象に286回の出前知財権教育を実施するなど知的財産権総合支援体系の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進し、地域の経済活性化に貢献している。また、自治体との有機的な協力事業を推進して地域の特性に適した戦略的支援を強化している。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は地域知識財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤中小企業の支援拠点として育成する計画であり、そのために自治体、関係機関など地域機関との共同事業及び協力体系をさらに強化していく計画である。

また、地域特化・伝統産業を発展させるため、基礎自治体とのマッチングをさらに拡大し、地域伝統産業の競争力を強化する予定である。そして、企業オーダーメイド型知的財産戦略の樹立を支援するため、地域知識財産センター専門担当人材の知的財産専門能力を高める年間専門教育プログラムを編成し、教育履歴管理を実施するなど体系的な教育を実施する計画である。

＜図Ⅳ－3－13＞地域知識財産センターの状況



＜表Ⅳ－３－４＞地域知識財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	釜山南部知識財産センター	韓国発明振興会釜山支部	051)645-9684	2000.2	釜山市南区門岾3洞243
2	大邱知識財産センター	大邱商工会議所	053)242-8081	2000.2	大邱市東区新川3洞107
3	仁川知識財産センター	仁川商工会議所	032)810-2838	2000.2	仁川市南東区論岾洞447
4	光州知識財産センター	韓国発明振興会光州支部	062)954-3841	2000.2	光州光山区道泉洞621-15
5	蔚山知識財産センター	蔚山商工会議所	052)228-3083	2000.2	蔚山市南区新亭3洞589-1
6	水原知識財産センター	水原商工会議所	031)244-3453	2000.2	京畿道水原市長安区亭子2洞80-17
7	春川知識財産センター	韓国発明振興会江原支部	033)258-6580	2000.2	江原道春川市江原大学キル1、 江原大学ボドゥム館403号

2013年度知的財産白書

8	忠北知識財産センター	清州商工会議所	043)254-4281	2000.2	忠北清州市上党区北門路2街116-84
9	忠南知識財産センター	忠南北部商工会議所	041)556-7131	2000.2	忠南天安市西北区仏堂洞492-3番地
10	亀尾知識財産センター	亀尾商工会議所	054)454-6601	2000.2	慶北亀尾市松亭洞454
11	慶北知識財産センター	浦港商工会議所	054)274-2233	2000.2	慶北浦港市南区上道洞10-2
12	順天知識財産センター	順天・光陽商工会議所	061)741-5511	2000.2	全南順川市長泉洞58-2
13	済州知識財産センター	済州商工会議所	064)757-2164	2000.2	済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L
14	慶南知識財産センター	昌原商工会議所	055)283-0608	2001.7	慶南昌原市新月洞97-6
15	江原知識財産センター	江原道中小企業支援センター	033)749-3310	2001.7	江原道原州市牛山洞405-29
16	晋州知識財産センター	晋州商工会議所	055)753-0411	2001.12	慶南晋州市上大洞341-3
17	釜山知識財産センター	釜山テクノパーク	051)974-9066	2003.3	釜山市江西区智士洞1276番地 釜山TP POST-BI 306号
18	京畿知識財産センター	京畿テクノパーク	031)500-3030	2003.10	京畿道安山市常緑区四1洞1271-11
19	江陵知識財産センター	江陵商工会議所	033)643-4411	2003.10	江原道江陵市校2洞349-2
20	忠州知識財産センター	忠州商工会議所	043)843-7002	2005.7	忠北忠州市文化洞562番地
21	富川知識財産センター	富川産業振興財団	032)621-2082	2005.7	京畿道富川市遠美区若大洞198
22	全南知識財産センター	木浦商工会議所	061)242-8581	2005.7	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2
23	安東知識財産センター	安東商工会議所	054)859-3090	2005.11	慶北安東市雲興洞300-6
24	瑞山知識財産センター	忠南西部商工会議所	041)663-3063	2005.11	忠南瑞山市邑内洞114-1
25	太白知識財産センター	太白商工会議所	033)552-5555	2005.11	江原道太白市黄池洞264-6
26	大田知識財産センター	大田テクノパーク	042)867-4002	2008.4	大田市儒城区テクノ路大田TP
27	ソウル知識財産センター	ソウル産業通商振興院	02)380-3640	2009.3	ソウル市麻浦区上岩洞宅地開発地区E3-2DMC産学協力研究センター1F
28	京畿北部知識財産センター	京畿北部商工会議所	031) 853-7431	2010.2	京畿道議政府新谷洞801-1
29	群山知識財産センター	韓国発明振興会群山支部	063)471-1284	2011.3	全北群山市箕蓋島洞515-1
30	全北知識財産センター	韓国発明振興会全北支部	063)232-3017	2014.3	全北全州市完山区前洞 2 街140-11

2. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イ・ナムジュン

行政事務官 シム・ボンス

イ．地域知的財産フォーラムの開催

1)推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催することで、自治体及び知的財産関係機関の知財権認識を高める努力を持続的に展開している。特に、2013年には仁川、釜山、江原など計5つの広域市・道とともに地域知的財産フォーラムを開催し、自治体の首長、市・道議会の議長、国会議員など地方における政策リーダー及び学会・経済界の専門家とともに地域が直面している懸案を知的財産の観点から分析し、解決方法などを議論する場を設けた。

2)推進内容及び成果

地域知的財産フォーラムを通じて自治体が主導する知的財産条例制定の必要性を強調し、標準条例案も作成・普及した結果、仁川広域市が初めて「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008.8.4)し、その後も全国の全ての広域自治体で知的財産条例を制定し、地域社会の知的財産に対する認識向上に大きく貢献している。

特に、2011年に制定された知識財産基本法によって市・道別知的財産施行計画の樹立が義務付けられたことを受け、2013年フォーラムは自治体の首長、国会議員、市議会議員、大学総長、地域経済CEOなど地域の政策リーダーが共に知的財産に基づいた地域経済の発展戦略に関する議論を交わす場となった。このフォーラムを通じて特許庁は地域の知的財産現状に関する統計を分析・共有し、それに基づいて地域戦略産業と連携した知的財産戦略方向を共に議論して悩む機会を提供した結果、地域現場から好評を得た。

<表Ⅳ－3－5> 2013年地域知識財産フォーラムの開催日程

地域	開催時期	主要参加者	フォーラムのテーマ
仁川	6.21	仁川市長、仁川市議会議長、地域の国会議員など	経済首都である仁川の知的財産創造経済の実現方法
釜山	7.5	イ・ジンボク国会産業委委員など	釜山知的財産トーク・コンサート
江原	8.27	江原道知事、江原道議会議長、春川市長、地域の国会議員など	江原 IP-festival
忠北 清州	10.16	清州市長、忠北行政部知事、地域の国会議員など	知的財産才能シェアリング拠点都市ビジョン宣布式
光州	12.6	光州経済副市長、地域大学の総長など	地域大学主導の創意人材育成方案

3) 評価及び発展方向

特許庁の小さな変化と努力に地方自治体が反応した結果、2013年は地域知識財産フォーラムを通じて中央政府と広域自治体が知的財産政策を連携し始めた意義深い一年であったと言える。2014年は地方選挙の後に地域の政策リーダーが変わる地域が出る可能性があるため、政策リーダーが変わる地域を中心に知識財産フォーラムを開催する予定である。これを通じて知的財産に対する理解を深め、中央と地域間の知的財産のビジョンと戦略を共有して実行を体系化すると同時に、地域住民一人一人が知的財産を理解・活用できるようにすることで、知的財産に基づいた創造経済の実現に貢献できると期待している。

ロ. 地域知的財産政策協議会の開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は今年4月、17の広域自治体と共に地域知的財産の発掘及び地方政府への知的財産に優しい政策拡散方案を模索するため「地域知的財産政策協議会」を新設した。

国家知的財産政策方向の共有、中央・地方政府間・自治体間の政策協議を通じた政

策シナジー効果の向上、地域間の知的財産不均衡問題の解決、地域知的財産の活性化を目指して、第1回協議会は4月11日、第2回会議は12月20日に政府大田庁舎で開催された。

2)推進内容及び成果

4月11日開催された第1回地域知的財産政策協議会では17の広域自治体の局長・課長と知的財産委員会の局長が出席した中で開催された。この協議会で特許庁は自治体に地域R&Dの効率的な展開に向けた支援策を提示し、模倣品取締りにおける実効性のある自治体との協力方案及び地域発明文化生態系作りのための地域発明教室活性化支援などに対する協力事項を議論した。

特に、政府R&Dの場合、研究課題の企画段階から技術動向の把握及び研究重複可能性を検証する特許動向調査事業を義務付けているが、地方R&Dの場合は課題企画の際に重複可能性の検証などが義務付けられておらず、自治体の自律事項として規定されているため、地域R&Dの効率性低下が問題となっていた。そこで特許庁は2012年に京畿道を対象にR&D課題選定の際に先行技術調査を試験的行った結果、計220件のうち約40%(89件)の同一・類似する特許技術が存在していることを発見し、課題選定段階で除外した。その結果、京畿道技術開発事業のうち短期新規課題予算の約40.5%に該当する25億ウォン余りの予算節減効果が発生したことを提示し、2014年から他の広域自治体でも地域R&D特許動向調査を本格的に実施してくれるよう頼んだ。

12月20日開催された第2回地域知的財産政策協議会では国民幸福技術実現支援事業とIP創造ゾーンの構築及び活性化、地域特許技術取引の活性化及び1社1村キャンペーン活性化方案に対して自治体出席者たちに説明し、協力を求めた。自治体からの出席者たちも地域知的財産センター運営の効率化、地域知的財産創出基盤造成予算の拡大方案など様々な意見を提示することで、国家と地域が知的財産政策に対して知恵を出し合う場として政策協議会が活用された。

3)評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて「地域知的財産政策協議会」を設立し、協議会を2回開催した。創造経済生態系作りの鍵である知的財産の創出・保護・活用体系の先進化政策を地方自治体と共に議論し、「地域知識財産センター(RIPC)」を中心に自治体との協力方法の模索及び地域知的財産認識の向上を図る、地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用体系の先進化、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化に向けた知的財産行政サービスの提供を目指して自治体及び関係機関との知的財産政策協議会を年2回定例開催する計画である。

ハ．オーダーメイド型教育を通じた知的財産の裾野の拡大

1)推進背景及び概要

特許庁は中小企業の役職員、自治体公務員、予備創業者、学生など地域内の多様な層を対象に知的財産の重要性を認識させるため、地域知識財産センターを通じた知的財産教育事業を2004年から運営している。

2)推進内容及び成果

2013年の1年間自治体公務員を対象に計64回(2,961人)の「公務員教育」を実施し、一般人を対象に知的財産権制度の基礎、特許情報検索、電子出願及び知的財産権に対する認識教育を中心とする「一般教育」を計346回(13,413人が参加)を実施し、知的財産権の基礎から創出、権利化まで専門家を養成するための「集中教育」を計284回(8,173人)実施した。また、事前に教育希望企業と相談を通じて企業の役職員の知的財産水準を把握し、知的財産能力によるオーダーメイド型教育(出前知財権教育)を計286社の中小企業を対象に実施した。このように地域センターは地域内の多様な階層の人々が知的財産を理解して活用できるよう、知的財産に友好的な社会環境作りと知的財産の活用に対する裾野拡大を図ってきた。

＜表Ⅳ－3－6＞知的財産権教育状況

区分	2010	2011	2012	2013
出前知的財産権教育	3,997 人 /144 回	3,780 人 /176 回	4,157 人 /201 回	4,676 人 /286 回
知的財産権一般教育	13,000 人 /322 回	14,792 人 /398 回	14,193 人 /368 回	13,413 人 /346 回
知的財産権集中教育	3,205 人 /91 回	4,146 人 /129 回	11,641 人 /365 回	8,173 人 /284 回
自治体公務員の知的財産権教育	1,017 人 /19 回	1,650 人 /35 回	1,956 人 /34 回	2,961 人 /64 回

3)評価及び発展方向

地域住民全体が創意的なアイデアを出して知的財産として実現し、さらには知的財産に基づいた創業を通じて成果を出す創造経済を実現させるためには、知的財産に対する理解が前提されなければならない。そこで特許庁は地域現場の最前線で需要階層別のオーダーメイド型教育を持続的に実施してきた。今後も教育機会の拡大と水準別プログラムの開発、専門教育の運営など多様な階層の積極的な参加を誘導するために持続的に努力する計画である。